

第1節 避難行動計画

(防災統括室等)

災害発生時における人的被害を軽減するため、防災関係機関は連絡調整を密にし、避難勧告等の発令や住民に対する情報伝達等、適切な避難誘導を行う必要がある。

第1 避難勧告等の発令

1 実施機関

避難準備情報提供、勧告及び指示の実施責任者は次のとおりである。市町村長は法第60条に基づき、住民の生命、身体に危険を及ぼすと認めるときは、危険地域の住民等に対し、避難の勧告等を行う。

なお知事は、市町村が災害により全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、市町村長が実施すべき事務の全部又は一部を代わりに実施する。

	実施責任者	要件	措置	根拠規程	災害の種類
避難準備情報	市町村長	人的被害の発生する可能性が高まった場合において、避難行動に時間を要する者が避難行動を開始する必要が認められるとき	・住民に対する避難準備 ・災害時要援護者等に対する避難行動の開始		災害全般
避難勧告	市町村長	災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するために特に必要があると認めるとき	・立退きの勧告(必要があると認めるときは立退き先の指示) ・屋内での待避等(垂直避難等)の勧告	災害対策基本法第60条	災害全般
	知事	災害の発生により、市町村がその全部又は大部分の事務を行なうことができなくなったとき	・立退きの勧告(必要があると認めるときは立退き先の指示) ・屋内での待避等(垂直避難等)の勧告	災害対策基本法第60条	災害全般
避難指示	市町村長	災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するために特に必要があると認めるとき	・立退きの指示(必要があると認めるときは立退き先の指示) ・屋内での待避等(垂直避難等)の指示	災害対策基本法第60条	災害全般
	知事	災害の発生により、市町村がその全部又は大部分の事務を行なうことができなくなったとき	・立退きの指示(必要があると認めるときは立退き先の指示) ・屋内待避(垂直避難等)の指示	災害対策基本法第60条	災害全般
	警察官	市町村長が避難のための立退きを指示することができないと認めるとき、又は、市町村長から要求があったとき	・立退きの指示(必要があると認めるときは立退き先の指示) ・屋内での待避等(垂直避難等)の指示	災害対策基本法第61条	災害全般
		人の生命又は身体に危険を及ぼすおそれのある天災、事変、工作物の損壊、交通事故、危険物の爆発、狂犬、奔馬の類等の出現、極端な雜踏等危険がある場合で特に急を要するとき	・避難等の措置	警察官職務執行法第4条	災害全般
	自衛官	災害により、特に急を要する場合において、警察官がその場にいないとき	・避難等の措置	自衛隊法第94条	災害全般
	知事又はその命を受けた職員	地すべりにより、著しい危険が切迫していると認められるとき	・立退きの指示	地すべり防止法第25条	地すべり
	知事、その命を受けた職員又は水防管理者	洪水により、著しい危険が切迫していると認められるとき	・立退きの指示	水防法第29条	洪水

2 避難勧告等の発令

市町村長は、地震による土砂災害発生などの二次災害の危険性が高い時など、住民の生命を守るために避難勧告等のすみやかな発令に努める。

県及び気象台等は、土砂災害警戒情報や気象予警報等、避難勧告等の判断に際して参考すべき情報を市町村に提供する。また、市町村から避難勧告等に関する助言を求められた場合は、市町村に対し必要な助言を行うようとする。

(1) 勧告・指示等の内容

避難の勧告及び指示を実施する者は、次の事項を明示して行なうよう努める。

① 避難対象地域

- ② 避難場所の場所
- ③ 避難経路
- ④ 避難の理由
- ⑤ 避難時の注意事項
- ⑥ その他必要事項

(2) 効果・指示等の伝達

- ① 避難の効果、指示等を実施したときは、当該実施者は、その内容を住民に対して直ちに伝達するものとする。伝達手段としては、防災行政無線の屋外スピーカーや個別受信機、広報車等による広報、インターネット、緊急速報メール、ファクシミリ等あらゆる手段を活用し、確実に住民に対し情報伝達を行う必要がある。
- ② 伝達の際は災害時要援護者を考慮して、迅速かつ確実に伝達できるよう留意する。
- ③ 市町村長は、避難効果・指示等の伝達にあたっては、事前に例文を作成し、迅速かつわかりやすくその意味を伝えるなど、住民等の立場に立った情報提供に努める。

(3) 屋内での待避等の安全確保措置

市町村長は、避難のための立退きを行うことによりかえって人の生命又は身体に危険が及ぶおそれがあると認めるときは、屋内での待避その他の屋内における避難のための安全確保に関する措置（以下、「屋内での待避等の安全確保措置」という。）を指示することができる。

3 報告等

(1) 市町村長は、避難効果、避難指示等を発令し、又は屋内での待避等の安全確保措置を指示したときは、その旨を速やかに県に報告する。警察官が避難の指示や屋内での待避等の安全確保措置の指示を行い、その旨を市町村長に報告してきたときも同様の扱いとする。その際、可能な限り次の事項についても報告する。

- ① 避難効果・避難指示・屋内での待避等の安全確保措置の種類
- ② 発令時刻
- ③ 対象地域
- ④ 対象世帯数及び人員
- ⑤ その他必要事項

避難の必要がなくなったときは、直ちにその旨を公示するとともに、速やかにその旨を知事に報告する。

(2) 県、警察本部、市町村及び自衛隊は、避難の効果等をしたときは、その内容を相互に連絡する。

第2 警戒区域の設定

1 実施機関

警戒区域の設定権者は次のとおりである。

なお知事は、市町村が災害により全部又は大部分の事務を行うことができなくなった

ときは、法第63条第1項の規程により実施すべき応急措置の全部又は一部を代わりに実施する。

設定権者	要件	措置	根拠規程	災害の種類
市町村長又はその委任を受けて市町村長の職権を行う市町村の職員	災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、住民の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるとき	災害応急対策に従事する者以外の者に対する警戒区域への立入制限、立入禁止、警戒区域からの退去を命ずる	災害対策基本法第63条	災害全般
知事	災害の発生により、市町村がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったとき		災害対策基本法第63条	災害全般
	市町村長若しくは市町村長の委任を受けた市町村の職員が現場にいないとき、又はこれらの者から要求があつたとき	災害応急対策に従事する者以外の者に対する警戒区域への立入制限、立入禁止、警戒区域からの退去を命ずる	災害対策基本法第63条	災害全般
警察官	消防職員又は消防団員が火災の現場にいないとき、又はこれらの者から要求があつたとき	消防警戒区域からの退去 消防警戒区域への出入り禁止、制限	消防法第28条、大36条	水害を除く災害全般
	水防団長、水防団員、消防機関に属する者がいないとき、又はこれらの者から要求があつたとき	水防警戒区域からの退去 水防警戒区域への出入り禁止、制限	水防法第21条	水害
自衛官	市町村長若しくは市町村長の委任を受けた市町村の職員及び警察官が現場にいないとき	災害応急対策に従事する者以外の者に対する警戒区域への立入制限、立入禁止、警戒区域からの退去を命ずる	災害対策基本法第63条	災害全般
消防職員 又は 消防団員	円滑な消火活動等の確保のため	消防警戒区域からの退去 消防警戒区域への出入り禁止、制限	消防法第28条、大36条	水害を除く災害全般
水防団長、水防団員若しくは消防機関に属する者	円滑な水防活動等の確保のため	水防警戒区域からの退去 水防警戒区域への出入り禁止、制限	水防法第21条	水害

2 警戒区域の設定

(1) 設定

警戒区域は、住民の生活に大きな負担を強いるばかりでなく、警戒区域内に道路が通っている場合などは、関係機関や周辺住民にも多大な影響を与える。そのため、設定する範囲や、一時立入、一時帰宅を許可する基準策定等には慎重を期する必要がある。そこで、市町村長が警戒区域の設定するにあたっては、国（近畿地方整備局、気象台等）、県、消防、警察、住民、専門家等の意見を聞くための協議会を設置するなどして、これら関係機関の意見を十分に聞くように努める。

警戒区域の設定は、必要な区域を定めて、ロープ等によりこれを明示することで行う。

また、市町村と警察が連携して住民等の退去の確認を行うとともに、可能な限り防犯・

防火のためのパトロールを実施する。

(2) 周知

避難の勧告、指示などと同様、関係機関及び住民にその内容を周知し、警戒区域内に住民が立ち入らないようにする。

(3) 警戒区域への一時帰宅、一時立入

警戒区域を設定した場合においても、行政機関や、復旧工事等に携わる事業者等やむを得ず立ち入らなければならない者には市町村長が許可証等を発行し、一時立入を認めることができる。また、住民には、警察、消防、市町村職員等の監視のもと、日時を設定して一時帰宅を認めることができる。

一時立入、一時帰宅を許可するにあたっては、危険が切迫している度合や天候等を勘案し、先述の協議会等の場で慎重に検討する必要がある。その基準は、住民に対して分かりやすいものとすることや、生活面での影響、経済的な影響、観光面での影響等に十分配慮することが望ましいが、「災害による死者をなくす・人命を守る」ことを念頭に置いて、安全面を第一に考えて基準を策定する。

(4) 警戒区域の縮小・解除

警戒区域を解除する場合は、専門家の意見も十分に考慮し、協議会等の場において慎重に検討したうえで決定する。

警戒区域を解除した後の監視体制や、避難指示・勧告の継続についても協議会の場で検討することが望ましい。

第2節 避難生活計画

(防災統括室等)

避難所は地域の支援拠点としての機能を有するものである。県及び市町村は、平時からの取組を活かし、良好な生活環境の確保に配慮した、円滑な避難所運営ができるよう努める。在宅被災者等についても、早期の人数把握に努め、必要な物資や情報が確実に行き渡るようにする。

第1 避難所の設置

1 避難所の開設

市町村は、発災時に必要に応じ避難所を開設し、住民等に周知徹底を図るものとする。

さらに、難所等の運営並びに災害対策本部等との連絡調整を行うため、市町村の職員を避難所に派遣する。

2 避難所の追加開設

市町村は、事前に指定した避難所では収容人数が不足する場合など必要があれば、予め指定された施設以外の施設についても、災害に対する安全性を確認の上、管理者の同意を得て避難所として開設する。

また、被災者が自発的に避難している施設等も避難所として位置づけることができる。追加開設をした避難所についても、良好な生活環境を確保するよう努める。

3 民間の施設の利用

県及び市町村は、避難所が不足する場合に備えて被災地以外の地域にあるものを含め、旅館やホテル等を避難所として借り上げる等、多様な避難所の確保に努める。

4 避難所が不足した場合の対応

上記対応をした場合でも避難所が不足する場合は、テントの使用も考慮する。

第2 県への報告

市町村は、避難所を開設した場合には、次の事項についてすみやかに県に報告する。

1 避難所開設の日時及び場所

2 避難所名、避難世帯数及び避難者数

第3 避難所の運営

1 留意事項

市町村は、避難所の運営に当たっては、以下の事項に留意するものとし、避難所における生活環境が常に良好なものであるよう努める。

- (1) 避難者による自主的な運営
- (2) 避難所の運営における女性の参画
- (3) 男女のニーズの違い等、男女双方の視点に対する配慮
- (4) 災害時要援護者等配慮を必要とする方のニーズ

(5) 役割分担は性別のみに依らないよう配慮する

2 各段階における主な取組事項

各ステージにおける主な取組事項は以下のとおりである。

(1) 初動期

初動期とは、地震発生直後の混乱の中で避難所を開設・運営するために必要な業務を行う期間である。この期間における主な取組は以下のとおりである。

① 避難所建物の安全確認

可能な限り有資格者（建築士、応急危険度判定士等）により、避難所として指定されている建物の安全を確認し、避難所として使用できるかを判断する。安全が確認されるまでは、避難者を建物の中に入れないようにする。

② 避難所建物の設備の点検

電気や水道などのライフラインや、トイレ等の避難所生活に必要な設備の使用可否を点検する。

③ 広報

避難所が設置されたことを地域住民に周知、広報する。

④ 避難者の受入、名簿作成

避難者名簿を作成し、避難者数、必要とする物資・数量等の把握に努める。

(2) 展開期

展開期とは、地震発生後2日目から約3週間程度までをいい、避難所の規則に従った日常生活を確立する期間である。この時期における主な取組は以下のとおりである。

① 自主的な管理運営体制の確立

自主防災組織等地域の自治組織の協力を得て避難所運営委員会等を設置し、避難者主体による自主的な避難所の管理運営がなされるようにする。なお、避難者主体の自治組織を設置するにあたっては、女性の参画を求め、多様な年齢層の意見を反映できるようにする。

② 食料、物資に関すること

迅速かつ公平な提供を心がける。

③ 災害時要援護者に関すること

(ア)避難所内の災害時要援護者の把握に努め、災害時要援護者の避難支援プラン個別計画を用いて災害時要援護者の避難所生活の支援を行う。また、必要に応じて、避難所内に災害時要援護者等配慮を必要とする人専用の避難部屋を設置したり、福祉避難所等より適切な施設へ転所させたりするように努める。

(イ)視覚障害者、聴覚障害者及び外国人への情報伝達方法について配慮する。

④ 衛生に関する事

(ア)仮設トイレの速やかな設置に努める。

(イ)食中毒や感染症が流行しないように防疫に注意する。

(ウ)保健師による健康相談を実施し、避難者の健康管理を行い、感染症の予防や生活不活発病等の予防に努める。

(エ)ペットに関する避難所でのルールづくりに努める。

⑤ その他

- (ア)医療関係機関の協力を得て、避難所に医療救護所を設置するよう努める。
- (イ)男女別のトイレ・更衣室・洗濯干し場や授乳室の設置等によるプライバシーの確保に努める。
- (ウ)暑さ寒さ対策に努める。

(3) 安定期

定期とは、地震発生後3週間目程度以降をいい、避難の長期化に伴って被災者的心身の抵抗力が低下したり、被災者のニーズが多様化し、より高度化したりするときである。時間とともに変化する避難者の要望について、過去の事例も含めて知識を持ち、早めに適切な対応ができるようにする必要がある。この期間における取組は以下のとおりである。

① 食料、物資に関すること

避難所で不足している物資・食料や、特別なニーズがある物資を確保する。

② 災害時要援護者に関すること

必要に応じてホテルや旅館等民間の施設や、福祉避難所のようなより適切な施設へ転所できるように努める。

③ 衛生に関すること

(ア)食中毒や風邪などの感染症が流行しないように注意する。

(イ)保健師による、生活環境の変化による被災者的心身の機能の低下の予防や、こころの健康に関する相談を実施する。

(4) 撤収期

撤収期とは、地域の本来の生活が再開可能になるため、避難所生活の必要性がなくなる時期であり、避難所の解消を目指し、避難所施設の本来機能の再開に向けての必要な業務を行う期間である。

避難所の段階的集約を行い避難所の縮小を図る。自宅に戻れない避難者には、応急仮設住宅等の斡旋の支援を行い、早期の避難所解消を図る。

3 県の取り組み

県は、ボランティアの協力等を通して、保健・衛生面、文化面など幅広い観点から、避難者的心身の健康の維持にきめ細かく配慮した対策を講じるよう努める。

第4 在宅被災者等への支援

市町村は、避難所に避難している被災者だけでなく、在宅の被災者に対しても、避難所において食料や生活必需品を配布し、必要な情報やサービスの提供を行う。

そのために市町村は、在宅被災者等の避難者名簿への登録など、在宅被災者等の早期把握に努める。

第3節 帰宅困難者対策計画

(防災統括室、観光局)

震災発生直後に、人々が一斉に徒歩帰宅を開始した場合、路上や鉄道駅周辺で大混雑が発生し、集団転倒等の二次災害が発生する恐れがある。

このため、早期に「むやみに移動を開始しない」という基本原則を呼びかけるとともに、帰宅困難者への速やかな情報提供や状況が落ち着いた後の帰宅支援を実施する。

第1 発災直後の対応

1 一斉帰宅抑制の呼びかけ

県は、発災直後の一斉帰宅行動を抑制するため、県民、企業等に対してむやみに移動を開始しないことの呼びかけを行う。

2 企業における対応

企業は、発災直後の一斉帰宅行動を抑制するため、施設の安全を確認した上で、従業員等を施設内又は安全な場所に待機させる。

3 集客施設や駅等における対応

集客施設や公共交通機関等の事業者は、施設の安全を確認後、利用者を施設内の安全な場所で保護する。

第2 帰宅困難者への情報提供

県及び市町村は、帰宅困難者に対し、地震に関する情報、地域の被害情報、災害時帰宅支援ステーションの開設状況に関する情報などについて情報提供を行う。

第3 一時滞在施設の開設

市町村は、あらかじめ指定した一時滞在施設について、施設の安全を確認した上で、一時滞在施設として開設する。

第4 徒歩帰宅支援

1 災害時帰宅支援ステーション事業協定締結企業等に対する協力要請

県は、災害発生後、災害時帰宅支援ステーション事業の協定を締結している事業者に対し、支援ステーションとしての協力を依頼する。

2 徒歩帰宅支援

県は、徒歩で帰宅する帰宅困難者に対し、通行可能な道路情報、災害時帰宅支援ステーションに関する情報などを提供する。

第4節 災害時要援護者の支援計画

(防災統括室、健康福祉部)

水害・土砂災害等と異なり、地震は突発的な災害であるため、公的支援が提供されるのに時間がかかることが想定される。したがって、先ずは自主防災組織などの地域の避難支援組織が災害発生後に地域住民の安否確認を行い、救助・避難支援を行う。

地震の場合は、平時に想定していない方が負傷等により災害時要援護者になる可能性があるため、平時の災害時要援護者名簿登載者だけでなく、これらの方々の情報も可能な限り収集し、行政機関へ伝達する。なお、避難場所については個別支援計画に定めた避難先に避難支援するが、災害の規模や現地の状況によってはこれにこだわらず、「命を守る」という視点に立って柔軟に対応する。

避難後の災害時要援護者への支援については、一般の場合と同様に対応していくこととなるが、災害の規模によっては長期の避難生活を余儀なくされる場合もあるため、災害時要援護者一人ひとりの特性に応じた避難生活の支援を行えるよう、医師、保健師、管理栄養士等の専門家の協力も得て、特に健康面やこころのケアにも留意する。

第5節 住宅応急対策計画

(まちづくり推進局)

大規模災害等により避難生活を余儀なくされた被災者に対する応急仮設住宅、公営住宅、民間応急借上げ住宅等の確保・供給計画を示す。

第1 趣旨

災害によって住家が全壊・全焼等により避難生活を余儀なくされた世帯に対し、災害協定に基づく各種団体等の協力を得て応急仮設住宅を供給する（市町村の要請を受けて実施）。なお、応急仮設住宅の設置に際しては、コミュニティの確保や避難者のニーズに留意し、高齢者、障害者等の災害時要援護者に配慮する。

（詳細については「第3章第4節 災害時要援護者の支援計画」参照）

第2 応急仮設住宅の確保

1 応急仮設住宅の設置主体

県は、災害救助法が適用され、応急仮設住宅の建設が必要であると判断した場合、広域的な協定やあらかじめ協定している一般社団法人プレハブ建築協会との「災害時における応急仮設住宅の建設に関する協定」等に基づき、応急仮設住宅を建設する。

また、木造応急仮設住宅及び民間賃貸住宅借上げによる応急仮設住宅の設置も検討する。

なお、災害救助法が適用されない場合において、市町村が応急仮設住宅を設置する場合は、必要に応じて県が支援する。

（資料編「災害時における応急仮設住宅の建設に関する協定書」参照）

2 災害救助法に基づく応急仮設住宅の設置

（1）建設場所等

応急仮設住宅の建設場所は、市町村が県と協議の上確保するものとし、県は、原則として、市町村からの要請により建設場所、戸数、規模、着工期日等について一般社団法人プレハブ建築協会と調整を行う。この際、大規模災害時等は行政区域を越えた避難が発生する可能性も踏まえ、県は必要に応じて近隣の市町村に対して建設場所の確保を要請できるものとする。

（2）入居者の選定

応急仮設住宅の入居者の選定については、原則として、県が市町村に委任して選定する。ただし、広域避難に対応する場合には、県が被災市町村の協力を得ながら実施するものとする。

選定にあたっては、高齢者や障害者等の優先的に入居が必要な者に対する配慮を行うこととする。

第3 住宅の応急修理

県は、災害救助法が適用された場合、住宅が半壊又は半焼した者のうち自己の資力では住宅の応急修理を実施できない者に対し、日常生活を維持するために必要な部分について、応急修理を実施する。ただし、必要に応じ、市町村に委任することができる。
なお、災害救助法が適用されない場合は、市町村が必要に応じて住宅の応急修理を実施する。

(資料編「災害救助法による救助の程度と期間」参照)

第4 公営住宅の特例使用

県及び市町村は、被災者への仮住宅として、公営住宅の空家を提供する。

第5 関係団体等との連携による民間賃貸住宅等の応急借上げ住宅の紹介

県は、被災者の健全な住生活の早期確保のため、関係団体の協力を得て民間賃貸住宅等の空家等利用可能な既存住宅を応急借上げ住宅として紹介に努める。

第6節 活動体制計画

(防災統括室等)

県は、平成23年紀伊半島大水害の経験をふまえ、各部局さらには現場の判断で即時の対応を的確に行えるよう、「分権・分担」の視点に立った体制を整備する。県災害対策本部設置時には、災害時緊急連絡員を被災市町村に派遣し、迅速・的確な情報収集に努める。

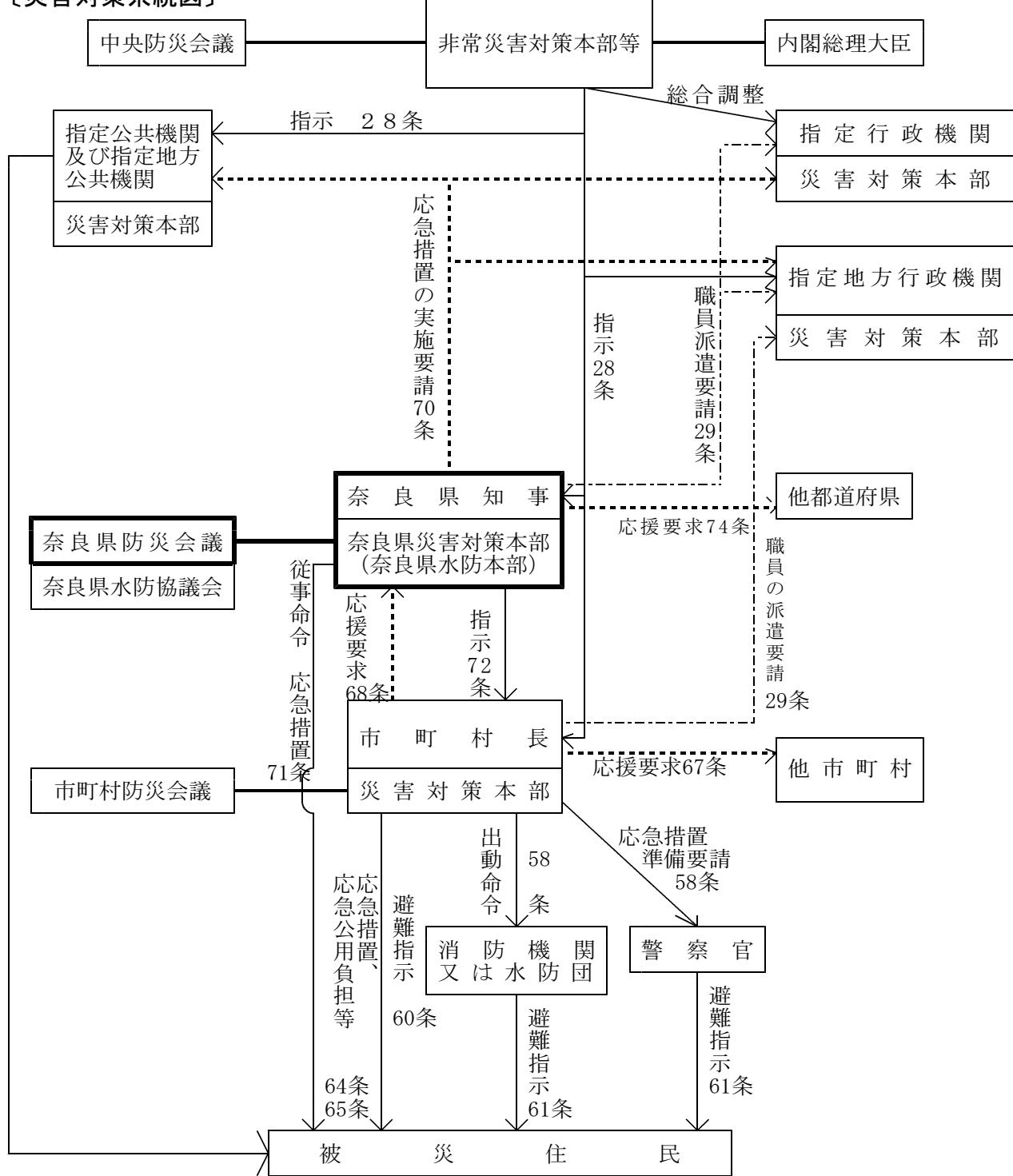
第1 防災組織計画

県、市町村は、大規模地震発生時には、応急対策を総合的に推進する中心的な組織である災害対策本部をできる限り速やかに設置または自動設置し、速やかに活動体制を確立する。

また、各防災関係機関（災害応急対策責任者）は、それぞれの災害対策本部等を設置し、災害の拡大を防止するための活動体制を確立し、応急対策活動を実施する。

これらの各防災関係機関の系統図は次のとおりである。

[災害対策系統図]



*条番号はすべて災害対策基本法（昭和36年法律第223号）の条文を表す。

第2 県の活動体制

1 奈良県地震災害警戒体制

奈良県地震災害警戒体制は、県内で震度4または5弱の地震が発生した場合に、災害対策本部設置以前の段階として、災害の警戒にあたる体制である。

(詳細については、「本節第3 地震災害警戒体制」参照)

2 奈良県災害対策本部（災害警戒本部）体制

奈良県災害対策本部体制は、震度5強以上の地震が発生した場合に、水防、災害救助、災害警備その他の災害応急対策活動すべてを包括し、災害対策を行う組織であり、知事を本部長とし、奈良県・奈良県教育委員会及び奈良県警察本部を統括する。

(詳細については、「本節第4 奈良県災害対策本部体制の組織及び事務分掌等」参照)

3 奈良県水防本部

奈良県水防本部は、県の地域における水防を統括するため、水防計画に基づき設置される機構であるが、奈良県災害対策本部が設置されたときは、同本部に包括される。

4 奈良県防災会議

奈良県防災会議は、知事を会長として法第15条第5項に規定する機関の長等を委員として組織するものであり、その所掌事務としては本県における防災に関する基本方針および計画を作成し、その実施の推進を図るとともに、本県の地域に係る災害が発生した場合において、当該災害に係る災害復旧に関し、関係指定地方行政機関、関係市町村、関係指定公共機関及び関係指定地方公共機関相互間の連絡調整並びに市町村防災会議に意見を述べ、又は勧告することを任務とする。

第3 地震災害警戒体制

1 配備の基準

(1) 警戒配備

ア 県内に震度4の地震が発生したとき

近畿2府7県（奈良県、福井県、三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県、徳島県）以外の都道府県で、震度6弱以上の地震が発生したとき

イ その他必要があると認められるとき

(2) 災害警戒本部

ア 県内に震度5弱の地震が発生したとき

イ 大規模地震対策特別措置法第9条に基づく地震災害（東海地震）に関する警戒宣言が発令されたとき

ウ 奈良県以外の近畿2府6県で震度6弱以上の地震が発生したとき

エ その他必要があると認められるとき

2 配備の決定

地震災害警戒体制の配備については、知事部局にあっては、県土マネジメント部は県土マネジメント部長、その他の部局は危機管理監が、水道局にあっては水道局長、教育委員会にあっては教育長、警察本部にあっては警察本部長が、気象等の状況を判断し、決定する。

3 災害応急対策要領の策定

上記1、2に関する内容の詳細については、防災統括室が別途策定する「災害応急対策要領」に規定し、必要に応じて隨時見直していくこととする。なお、同要領については、県庁内の全部局に対し周知を図る。見直した場合はその都度周知することとする。

4 出先機関における配備

各出先機関を所管する部局長は、出先機関の災害警戒体制時における参集・配備人員を予め整備する。

第4 奈良県災害対策本部体制の組織及び事務分掌等

1 組織

奈良県災害対策本部の組織は「奈良県防災会議等の組織及び運営に関する条例」及び次に定めるところによる。

(1) 組織

災害対策本部に部及び班を設ける。

また、本部が設置されたときは、本部事務局を防災統括室に設ける。

(2) 本部会議

災害に対する総合対策その他必要な事項を協議するため、本部に本部会議を置く。

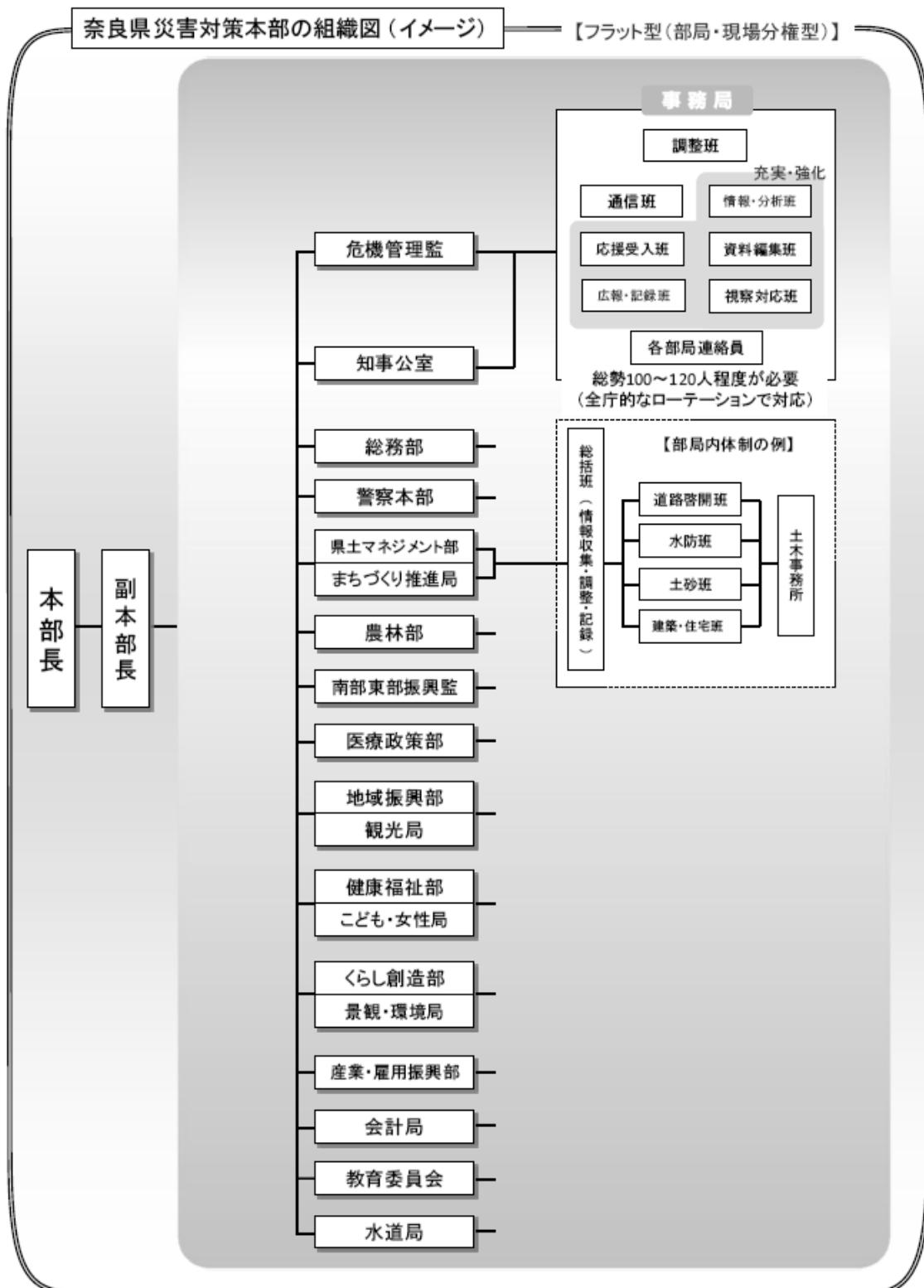
本部会議は、本部長、副本部長、危機管理監及び各部の部長をもって構成する。

なお、本部員が出席できないときは、副部長または総務班長等が代理出席する。

(3) 各部局連絡員及び連絡事項

各部局連絡員は、本部会議の決定事項について各部及び各班の連絡調整を図り、災害対策実施の円滑な処理に当たる。

■奈良県災害対策本部組織図（部・班の体制）



2 分担事務

災害対策本部に本部長、副本部長、危機管理監、部長、副部長及び班長を置く。

本部長は、特に必要があると認めるときは防災会議を構成する機関の長に対し、当該機関の職員が災害対策本部に協力するよう求めることができる。

副本部長は、本部長を補佐する。

危機管理監は、本部長及び副本部長を補佐する。

部長は、本部長の命をうけ、部の事務を掌理し、所属班長を指揮監督する。

副部長は、部長の命をうけ、その事務に従事する。

班長は、部長の命をうけ、その事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

本部長に事故ある場合は、次の順によりその職務を代理する。

- (1) 副知事（防災担当）
- (2) 危機管理監
- (3) 総務部長
- (4) 健康福祉部長

各部及び各班の事務分掌は次表のとおりとする。

奈良県災害対策本部 事務分掌

部 (部長副部長担当職)	班 (班長担当職)	所掌事務
(知事公室次長) (防災統括室長) (消防救急課長) (安全・安心まちづくり推進課長)	調整班	1. 災害対策本部の運営に関すること 2. 災害対策本部会議の開催に関すること 3. 各部・班及び関係機関との連絡並びに統制に関すること 4. 自衛隊及び他府県等への災害派遣要請に関すること 5. 本部事務局の庶務に関すること 6. 自衛隊及び他府県等への災害派遣要請に関すること 7. 現地対策本部の設置に関すること 8. 被災市町村への災害時緊急連絡員の派遣に関すること 9. 災害救助法の適用に関すること
	通信班	1. 防災行政無線の運用に関すること 2. 衛星携帯電話の調達・確保に関すること
	情報・分析班※	1. 気象・地震情報等の受理及び市町村等関係機関への伝達に関すること 2. 災害情報の収集・整理に関すること 3. 各種災害情報の分析に関すること 4. 本部長、本部事務局長への助言に関すること
	資料編集班※	1. 観察者等への説明資料の編集に関すること (各部局が作成した資料の編集・編綴を行う) 2. その他各種資料の編集に関すること (1に同じ)
	観察対応班	1. 観察者への対応に関すること
	応援受入班	1. 国や他府県等からの受援に関すること
	消防応援活動 調整本部	1. 緊急消防援助隊の派遣要請に関すること 2. 消防活動の調整に関すること 3. 消防防災ヘリコプターの活動に関すること
	救援物資班※※	1. 食料、救援物資の調達・供給に関すること 2. 食料、救援物資の陸上輸送に関すること

※情報・分析班及び資料編集班には、県土マネジメント部職員も構成員となる。情報・分析班では、県土マネジメント部職員は3及び4の業務を行う。なお、必要に応じて、3及び4の業務には外部機関(気象台等)にも参加を依頼する。

※※救援物資班は、災害対策本部体制時に部局横断型で設置される班であり、総務部、健康福祉部、産業・雇用振興部、農林部の救援物資又は輸送の担当課で構成し、産業・雇用振興部長が所管するものとする。

部 (部長副部長担当職)	班 (班長担当職)	所掌事務
(知事公室) (知事公室長)	秘書班 (秘書課長)	1. 本部長及び副本部長の秘書に関すること
	広報記録班 (広報広聴課長)	1. 災害地における現地写真その他広報活動に必要な資料の収集に関すること 2. 新聞、ラジオ、テレビ等の報道機関を通じて県内外へ広報活動を行うこと
	総合相談班 (広報広聴課長)	1. 災害情報センター(災害に関する総合相談窓口)の運用に関すること
	総合調整班 (政策推進課長)	1. 政府、国会等に対する陳情・要望事項等のとりまとめに関すること 2. 本部事務局各班の業務に関すること
	統計班 (統計課長)	1. 指導員及び調査員並びに調査客体の安否確認と各所官省への報告に関すること 2. 本部事務局各班の業務に関すること
	協力班 (東アジア連携課長)	1. 本部事務局各班の業務に関すること

部 (部長副部長担当職)	班 (班長担当職)	所掌事務
総務部 部長 (総務部長) 副部長 (会計局長) (総務部次長)	総務班 (総務課長)	1. 本部事務局への応援に関すること 2. 部内外の連絡調整に関すること 3. その他部内の他の班に属しないこと
	人事給与班 (人事課長)	1. 災害対策本部職員の現況把握と配置に関すること 2. 災害対策本部職員の給与に関すること 3. 職員の派遣要請に関すること
	職員厚生班 (総務厚生センター所長)	1. 災害対策本部職員の健康管理に関すること 2. 総務班への協力に関すること 3. 本部事務局への応援に関すること
	財政班 (財政課長)	1. 災害に関する予算及び資金に関すること 2. 災害に関する議会との連絡に関すること
	税務班 (税務課長)	1. 罹災による県税の減免に関すること 2. 本部事務局への応援に関すること
	管財班 (管財課長)	1. 公有財産(教育及び警察財産を除く。)の被害調査及び 2. 災害用自動車の管理に関すること 3. 庁内の電気、電話回線網に関すること 4. 自衛隊員の待機場所に関すること
	情報システム班 (情報システム課長)	1. 情報システム等の被害状況の把握に関すること 2. 情報システムの維持・運用に関すること 3. 大和路情報ハイウェイ、庁内ネットワーク等の維持・運用に関すること
	協力班 (行政経営課長)	1. 総務班への協力に関すること 2. 本部事務局への応援に関すること
	協力班 (ファシリティマネジメント室長)	1. 総務班への協力に関すること 2. 本部事務局への応援に関すること

※一つの班の事務について複数の課室が担当する場合、○がついている課室長が班を総括するものとする。

※※救援物資班は、災害対策本部体制時に部局横断型で設置される班であり、総務部、健康福祉部、産業・雇用振興部、農林部の救援物資又は輸送の担当課で構成し、産業・雇用振興部長が所管するものとする。

部 (部長副部長担当職)	班 (班長担当職)	所掌事務
地域振興部	地域振興総務班 (企画管理室長)	1. 本部事務局への応援に関すること 2. 部内外の連絡調整に関すること 3. その他部内の他の班に属しないこと
部長 (地域振興部長) (観光局長) (南部東部振興監)	観光班 (観光振興課長) (ならの魅力創造課長)	1. 旅行者に対する災害情報の周知に関すること
	国際協力班 (国際観光課長)	1. 海外からの支援受入に関すること 2. 外国人に対する災害情報の周知及び相談に関すること 3. 旅券事務所(来所者・建物・施設等)の被害に関すること 4. 外国人支援センター(来所者・建物・施設等)の被害に関すること
副部長 (地域振興部次長)	市町村振興班 (市町村振興課長)	1. 罹災市町村の行政指導に関すること 2. 市町村の災害応急復旧資金の斡旋に関すること 3. 市町村災害対策本部等に係る県内市町村職員の応援派遣の協力に関すること
	地域政策班 (地域政策課長)	1. 水道施設の被害状況の情報収集に関すること 2. 応急給水及び水道施設の応急復旧のための連絡調整に関すること
	協力班 (文化振興課長)	1. 地域振興総務班への協力に関すること 2. 本部事務局への応援に関すること 3. 万葉文化館、美術館、民俗博物館、文化会館、檍原文化会館、図書情報館(来場者、建物、設備等)の被害状況の調査・確認に関すること
	協力班 (南部東部振興課長)	1. 地域振興総務班への協力に関すること 2. 本部事務局への応援に関すること
	協力班 (復旧・復興推進室長)	1. 地域振興総務班への協力に関すること 2. 本部事務局への応援に関すること
	うだ・アニマル パーク振興班 (うだ・アニマルパーク 振興室長)	1. 被災動物の保護収容に関すること
	エネルギー政策班 (エネルギー政策課長)	1. 電力使用制限令、計画停電、節電要請に関すること 2. 電力及びガスの安定供給に向けた支援に関すること
	教育振興班 (教育振興課長)	1. 私立学校(生徒、施設、設備等)の被害に関すること 2. 県立大学(県立大学生、来校者、建物、設備等)の被害に関すること 3. 国立学校(生徒、施設、設備等)の被害に関すること

部 (部長副部長担当職)	班 (班長担当職)	所掌事務
健康福祉部 部長 (健康福祉部長) (こども・女性局長)	健康福祉総務班 (企画管理室長)	1. 部内外の連絡調整に関すること 2. 社会福祉施設(入所者・通所者・建物・設備等で他課の所管しない施設)の被害の状況調査、確認に関すること 3. その他部内の他の班に属さないこと
	地域福祉班 (地域福祉課長)	1. 災害時要援護者の支援に関すること 2. 保護施設(入所者、建物、設備等)の被害の状況調査、確認に関すること。 3. 災害救助法の適用に関すること 4. 災害救助法運用の連絡調整に関すること 5. 義援金(配分)に関すること
	救援物資班 (監査指導室長) (地域福祉課長補)	1. 食料、救援物資の調達・供給に関すること【監査指導室】 2. 食料、救援物資の陸上輸送に関すること【地域福祉課保護係】
	障害福祉班 (障害福祉課長)	1. 障害福祉施設(入所者・通所者・建物・設備等)の被害の状況調査、確認に関すること 2. 障害者等の安否確認、避難等被害の状況調査、確認に関すること 3. 避難所等における障害者等の支援に関すること 4. 応急仮設住宅等における障害者等の支援に関すること 5. 健康福祉総務班への協力に関すること
	長寿社会班 (長寿社会課長)	1. 高齢福祉施設(入所者・通所者・建物・設備等)の被害の状況調査、確認に関すること 2. 高齢者等の安否確認、避難等被害の状況調査、確認に関すること 3. 避難所等における高齢者等の支援に関すること 4. 応急仮設住宅等における高齢者等の支援に関すること 5. 健康福祉総務班への協力に関すること
	協力班 (保険指導課長)	1. 健康福祉総務班への協力に関すること 2. 本部事務局への応援に関すること
	健康づくり推進班 (健康づくり推進課)	1. 健康管理に関すること
	○ こども家庭班 (子育て支援課長) (こども家庭課長)	1. 児童福祉施設(入所者・通所者・建物・設備等)の被害の状況調査、確認に関すること 2. 乳幼児、児童等(以下「乳幼児等」という)の安否確認、避難等被害の状況調査、確認に関すること 3. 避難所等における乳幼児等の支援に関すること 4. 応急仮設住宅等における乳幼児等の支援に関すること 5. 健康福祉総務班への協力に関すること
	女性支援班 (女性支援課長)	1. 女性センター、婦人会館(来館者、建物、設備等)の被害状況の調査・確認に関すること 2. 女性のための相談に関すること 3. 健康福祉総務班への協力に関すること

※一つの班の事務について複数の課室が担当する場合、○がついている課室長が班を総括するものとする。

※※救援物資班は、災害対策本部体制時に部局横断型で設置される班であり、総務部、健康福祉部、産業・雇用振興部、農林部の救援物資又は輸送の担当課で構成し、産業・雇用振興部長が所管するものとする。

部 (部長副部長担当職)	班 (班長担当職)	所掌事務
医療政策部 部長 (医療政策部長) 副 部 長 (医療政策部次長)	医療総務班 ○ (企画管理室長) (地域医療連携課 (医師・看護師確保 対策室長) (医療管理課長) (新奈良病院建設室長) (県立病院法人化 準備室長)	1. 医療救護活動に関する事 2. 重傷患者の入院措置計画に関する事 3. 医療救護班等の編成及び運用計画に関する事 4. 医療救護班等の連絡調整に関する事 5. 医療ボランティアに関する事 6. 医療施設等の被害の状況調査等に関する事 7. 部内外の連絡調整に関する事 8. その他部内の他の班に属さない事
	防疫班 (保健予防課長)	1. 感染症患者及び病原体保有者の入院勧告並びに消毒等に関する事 2. 防疫班の編成及び運用計画に関する事 3. メンタルヘルス対策等に関する事
	薬務班 (薬務課長)	1. 医薬品、医療資機材及び血液製剤の供給に関する事 2. 毒物・劇物保管施設に関する事

※一つの班の事務について複数の課室が担当する場合、○がついている課室長が班を総括するものとする。

部 (部長副部長担当職)	班 (班長担当職)	所掌事務
くらし創造部 部長 (くらし創造部長) (景観・環境局長)	くらし創造総務 (企画管理室長)	1. くらし創造部関係被害のとりまとめに関する事 2. 部内外の連絡調整に関する事 3. 本部事務局への応援に関する事 4. その他部内の他の班に属さない事
	協働推進班 (協働推進課長)	1. 西奈良県民センター(来館者、建物、設備等)の被害状況の調査・確認に関する事 2. ボランティアの活動支援に関する事 3. 災害ボランティア本部に関する事
	廃棄物対策班 (廃棄物対策課長)	1. 廃棄物の処理に関する事 2. 清掃及びし尿処理に関する事 3. 廃棄物処理施設の被害状況調査に関する事 4. 奈良県災害廃棄物等処理対策本部に関する事
	消費・生活安全班 (消費・生活安全課長)	1. 食品衛生に関する事 2. 生活必需品の価格、需要動向の把握及び安定供給に関する事 3. 遺体の火葬計画に関する事 4. 愛玩動物の収容に関する事 5. 生活衛生施設の被害の状況調査に関する事
	協力班 (青少年・生涯学習課長)	1. 野外活動センター(来場者、建物、設備等)の被害状況の調査・確認に関する事 2. くらし創造総務班への協力に関する事 3. 本部事務局への応援に関する事
	協力班 (スポーツ振興課長)	1. 檜原公苑(来場者、建物、設備等)の被害状況の調査・確認に関する事 2. くらし創造総務班への協力に関する事 3. 本部事務局への応援に関する事
	協力班 (人権施策課長)	1. くらし創造総務班への協力に関する事 2. 本部事務局への応援に関する事
	協力班 (環境政策課長)	1. くらし創造総務班への協力に関する事 2. 本部事務局への応援に関する事
	協力班 (風致景観課長)	1. 古都保存法買入地の被害状況の調査、確認及び緊急対応に関する事 2. 採石場及び砂利採取場の被害状況の調査、確認及び災害防止措置の指導に関する事 3. くらし創造総務班への協力に関する事 4. 本部事務局への応援に関する事
	協力班 (自然環境課長)	1. 矢田自然公園、万葉の森、大台ヶ原(来場者、建物、設備等)の被害状況の調査・確認に関する事 2. くらし創造総務班への協力に関する事 3. 本部事務局への応援に関する事

部 (部長副部長担当職)	班 (班長担当職)	所掌事務
産業・雇用振興部 部長 (産業・雇用振興部長) 副部長 (産業・雇用振興部次長)	産業・雇用振興 総務班 (企画管理室長)	1. 商工労働関係被害の取りまとめに関すること 2. 部内外の連絡調整に関すること 3. 本部事務局への応援に関すること 4. その他部内の他の班に属さないこと
	地域産業班 (地域産業課長)	1. 罹災企業に対する融資の斡旋に関すること 2. 奈良県信用保証協会の業務指導に関すること 3. 高圧ガス貯蔵施設及び火薬類貯蔵施設に関すること
	○ 救援物資班 (企画管理室長) (地域産業課長) (産業政策課長) (企業立地推進課長) (雇用労政課長)	1. 食料、救援物資の調達・供給に関すること 2. 輸送協力団体との連絡に関すること

※一つの班の事務について複数の課室が担当する場合、○がついている課室長が班を総括するものとする。

※※救援物資班は、災害対策本部体制時に部局横断型で設置される班であり、総務部、健康福祉部、産業・雇用振興部、農林部の救援物資又は輸送の担当課で構成し、産業・雇用振興部長が所管するものとする。

部 (部長副部長担当職)	班 (班長担当職)	所掌事務
農林部 部長 (農林部長) 副部長 (農林部次長)	農業総務班 (企画管理室長)	1. 農業関係被害のとりまとめに關すること 2. 部内外の連絡調整に關すること 3. 部内の人員調整に關すること 4. 他部及び出先機関等への応援に關すること 5. 本部事務局への応援に關すること 6. その他部内の他の班に屬さないこと
	救援物資班 (マーケティング課長)	1. 食料、救援物資の調達・供給に關すること 2. 食料、救援物資の陸上輸送に關すること
	農業水産班 ○ (農業水産振興課長) (全国豊かな海づくり大 会推進室長)	1. 農業生産用施設・農産物等の状況調査及び情報の収集に關すること 2. 水産関係被害の状況調査及び情報の収集に關すること 3. 被災農業生産用施設・農産物等の応急技術対策に關すること
	農業経済班 (農業経済課長)	1. 農業団体との連絡に關すること 2. 農林部長(災害対策本部体制)が指示する班への協力に關すること
	畜産班 (畜産課長)	1. 畜産物の被害の状況調査及び情報の収集に關すること 2. 畜産物等生産者団体との連携に關すること
	地域農政班 (地域農政課長)	1. 天災資金の融資に關すること 2. 農村班への協力に關すること 3. 農林部長(災害対策本部体制)が指示する班への協力に關すること
	農村班 (農村振興課長)	1. 農地、農業用施設被害の状況調査及び情報の収集に關すること 2. 耕地、農道、ため池及び農業用施設等の応急復旧に關すること 3. たん水排除に關すること
	林業班 (林業振興課長)	1. 林業関係被害の取りまとめに關すること 2. 林業用施設の被害状況調査及び情報の収集に關すること 3. 造林地、苗畠及び作業道等被害の状況調査及び情報の収集に關すること 4. 林業用施設、造林地、苗畠及び作業道等の災害復旧に關すること
木材産業班 (奈良の木ブランド 課長)	木材産業班 (奈良の木ブランド 課長)	1. 林産物、林産施設の被害の状況調査及び情報の収集に關すること 2. 応急用林産資材、薪炭の確保及び供給についての体制整備及び支援に關すること 3. 農林部長(災害対策本部体制)が指示する班への協力に關すること
	森林整備班 (森林整備課長)	1. 林地及び治山施設の被害の状況調査及び情報の収集に關すること 2. 林道の被害の状況調査及び情報の収集に關すること 3. 林野火災の被害の状況調査及び情報の収集に關すること 4. 林道の災害の応急復旧に關すること 5. 林地及び治山施設の災害の応急復旧に關すること

※救援物資班は、災害対策本部体制時に部局横断型で設置される班であり、総務部、健康福祉部、産業・雇用振興部、農林部の救援物資又は輸送の担当課で構成し、産業・雇用振興部長が所管するものとする。

部 (部長副部長担当職)	班 (班長担当職)	所掌事務	
(県土マネジメント部 部長 (県土マネジメント部長) (まちづくり推進局長)	総括班	土木統括班※1 <input checked="" type="radio"/> (技術次長) (公共工事契約課長) (建設業指導室長) (用地対策課長) (技術管理課長)	1. 土木関係被害状況の取りまとめに關すること 2. 公共土木施設に關する広報に關すること 3. 応急用資機材の調達に關すること (県土マネジメント部所管の施設を復旧するため) 4. 本部事務局への応援に關すること 5. 災害協定に基づく応急活動に關すること 6. 国土交通省のTEC-FORCE、リエゾンの受入に關すること 7. 危機管理監指揮下の情報・分析班、資料編集班の事務に 關すること 8. その他部内の他の班に屬さないこと
		土木総務班※1 <input checked="" type="radio"/> (企画管理室長)	1. 部内事務局の設置運営に關すること 2. 部内の人員調整に關すること 3. 部内外の連絡調整に關すること
		河川班※1 <input checked="" type="radio"/> (河川課長) (砂防課長) (企画管理室長)	1. 水防本部に關すること 2. 河川に關する危険情報の収集、伝達に關すること 3. 水防法第29条による避難のための立ち退きの指示に關す ること 4. 河川施設の応急復旧に關すること 5. 公共土木施設(河川)の被害の状況調査に關すること
		土砂班 (砂防課長) (深層崩壊対策室長)	1. 土木災害の情報取りまとめに關すること 2. 砂防施設等の応急復旧に關すること 3. 公共土木施設(砂防施設等)の被害の状況調査に關す ること 4. 土砂災害対策に關すること 5. 地すべり防止法第25条による避難のための立ち退きの指 示に關すること 6. 土砂災害防止法第26条による緊急調査に關すこと 7. 公共土木施設の災害査定に關すること
		下水道班 (下水道課長)	1. 公共土木施設(下水道施設)の応急復旧に關すること 2. 公共土木施設(下水道施設)の被害の状況調査に關すこと
		道路啓開班 <input checked="" type="radio"/> (道路管理課長) (道路建設課長)	1. 道路及び橋梁等の応急復旧に關すること 2. 災害時における道路規制(公安部所管を除く)及び迂回路 等の策定に關すること 3. 緊急輸送道路の確保に關すること 4. 公共土木施設(道路等)の被害の状況調査に關すること(※ 5. 道路災害応急対策、雪害応急対策に關すること 6. 道路掲示板等による通行者への道路情報の提供に關する こと
		公共交通班 (道路環境課長) (地域交通課長)	1. 鉄道、バス等の公共交通に關する情報収集及び提供 2. ヘリポート施設の被害の状況調査に關すること
		都市施設班 <input checked="" type="radio"/> (地域デザイン 推進課長) (都市計画室長)	1. 都市施設(他班所管分を除く)の応急復旧に關すること 2. 都市施設(他班所管分を除く)の被害の状況調査に關する こと 3. 都市災害情報の取りまとめに關すること
		公園緑地班※1 <input checked="" type="radio"/> (公園緑地課長) (奈良公園室長) (平城宮跡事業推進室長)	1. 公共土木施設(公園緑地課所管分)の応急復旧に關するこ 2. 公共土木施設(公園)の被害の状況調査に關すること 3. 都市施設等(※3)の被害の状況調査に關すること

部 (部長副部長担当職)	班 (班長担当職)		所掌事務
国土マネジメント部 部長 (まちづくり推進局長) 副部長 (県土マネジメント部次長)	建築・住宅班	建築班 ○ (建築課長)※4 (營繕課長)(住宅課長)	建築物・宅地の被災状況の把握、安全確認及び応急修理に関すること
		県有建築物チーム (營繕課長)	県有建築物(文化財、警察関係施設を除く)の被害状況報告、安全確認及び応急補修に関すること
		県営住宅チーム (住宅課長)	県営住宅の罹災状況の把握及び応急修理に関すること
		一般建築物チーム (建築課長)	1. 被災建築物の応急危険度判定に関すること 2. 被災宅地の危険度判定に関すること 3. 宅地造成工事に伴う崖崩れ及び土砂流出の応急復旧に関すること
		住宅班 (住宅課長)※5	1. 災害救助法に基づく応急仮設住宅の設置に関すること 2. 災害救助法に基づく住宅の応急修理に関すること 3. 被災者への公営住宅の提供に関すること 4. 民間賃貸住宅紹介に係る関係団体等との連絡調整に関すること 5. 住宅相談窓口の設置に関すること 6. 応急復旧用住宅建設資材の斡旋に係る関係団体等との連携調整に関すること
	現地班	現地対応班 (奈良土木事務所長) (郡山土木事務所長) (高田土木事務所長) (桜井土木事務所長) (宇陀土木事務所長) (吉野土木事務所長) (五條土木事務所長) (ヘリポート管理事務所長) (流域下水道センター所長) (第二浄化センター所長) (吉野川浄化センター所長) (馬見丘陵公園館長) (奈良公園管理事務所長) (県営住宅管理事務所長)	1. 所管する公共土木施設、都市施設等(※3)の被害の状況調査に関すること(※2) 2. 所管する公共土木施設、都市施設等の機能回復に関すること 3. 管内市町村との連絡・調整に関すること

※1 複数の課で構成される班…○印の課を班長とする。

※2 公共土木施設等の被害状況調査については、市町村が管理する施設の被害情報収集も視野に入れて対応すること。

※3 都市計画区域内にある地方公共団体の維持管理に属する公園(公共土木施設である公園及び自然公園法に規定する自然公園を除く)、広場、緑地、運動場、墓園及び公共空地

※4 建築物の分類ごとに各チームで分掌するが、建築物・宅地の安全確認のための建築職員等の派遣の調整は建築課が行う。

※5 住宅班の業務が増加し、他課の応援が必要になる場合には、適宜、建築課、營繕課が支援する。

部 (部長副部長担当職)	班 (班長担当職)	所掌事務
経理部 部長 (会計管理者) (会計局長)	経理班 ○(会計局総務課長) (会計局会計課長)	1. 災害救助費の出納に関する事 2. 災害救助基金(ただし現金のみ)の管理及び経理に関する事 3. 義援金(受入)に関する事

部 (部長副部長担当職)	班 (班長担当職)	所掌事務
教育部 部長 (教育長) 副部長 (理事) (教育次長)	教育総務班 (企画管理室長)	1. 文教関係施設の被害状況のとりまとめに関する事 2. 部内外の連絡調整に関する事 3. その他部内の他の班に属さない事 4. 本部事務局への応援に関する事
	福利班 (福利課長)	1. 教職員住宅の被害状況調査に関する事 2. 教職員住宅の応急復旧に関する事
	学校支援班 (学校支援課長)	1. 学校施設の被害状況調査に関する事 2. 学校施設の応急復旧に関する事 3. 学校施設への被災者の避難収容に係る施設管理者としての対応に関する事
	教職員班 (教職員課長)	1. 教育実施者の確保に関する事 2. 罹災市町村の教育委員会に関する事(部内の他の班に属することを除く)
	学校教育・生徒指導支援班 ○(学校教育課長) (生徒指導支援室長)	1. 幼稚園、小・中学校、高等学校及び特別支援学校にかかる人的被害、休校等の情報に関する事 2. 応急教育の実施並びに運営に関する事 3. 教材、学用品の調達、配布に関する事
	人権・地域教育 (人権・地域教育課長)	1. 社会教育施設の被害状況調査及び応急復旧に関する事 2. 本部事務局への応援に関する事
	保健班 (保健体育課長)	1. 学校給食に関する事 2. 学校保健衛生に関する事
	文化財班 (文化財保存課長)	1. 文化財の応急復旧に関する事 2. 文化財の被害の状況調査に関する事

※一つの班の事務について複数の課室が担当する場合、○がついている課室長が班を総括するものとする。

部 (部長副部長担当職)	班 (班長担当職)	所掌事務
水道部 部長 (水道局長) 副部長 (水道局理事) (水道局次長)	水道総務班 (水道局総務課長)	1. 県営水道施設の資機材の調達等に関する事 2. 部内外の連絡調整に関する事 3. その他部内の他の班に属さない事
	水道業務班 (水道局業務課長)	1. 県営水道施設の被害の状況調査及び応急復旧に関する事

部 (部長副部長担当職)	班 (班長担当職)	所掌事務
警察部 部長 (警察本部長)	総括班 (警衛警護班) (警衛警護・危機 管理対策参事官) (付・警備第二課 長)	<ol style="list-style-type: none"> 警備本部の総括及び記録に関すること 警備本部の編成及び運用に関すること 警察庁、近畿管区警察局、関係都道府県警察並びに県下各警察署への報告及び連絡に関すること 援助要求に関すること 県災害対策本部及び関係機関との連絡調整に関するこ 被害情報及び被害集計に関すること 職員家族の安否確認に関すること 警衛警護に関すること 警衛警護隊の編成及び運用に関すること 警備本部の庶務に関すること 警備本部長の特命事項に関すること 他の班の任務に属さないこと
副 部 長 (警務部長) (警備部長)	総務班 (総務課長)	<ol style="list-style-type: none"> 県議会との連絡調整その他涉外に関すること
担当幕僚 (各部長)	装備班 (警務課長)	<ol style="list-style-type: none"> 機動装備隊の運用に関すること 装備資機材の調達及び管理に関すること 警察車両の運用及び統制に関すること レンタカーの借り上げに関すること
	留置管理班 (留置管理課長)	<ol style="list-style-type: none"> 災害時における留置管理業務に関すること 被留置者の避難及び解放に関すること
	訟務班 (監察課長)	<ol style="list-style-type: none"> 訟務事案に関すること
	広報班 (県民サービス課長)	<ol style="list-style-type: none"> 広報及び報道対策に関すること 被災住民に対する広報及び広聴に関すること 死亡被災者等の確認及び照会に関すること
	受援連絡・ 宿泊補給班 (厚生課長)	<ol style="list-style-type: none"> 受援連絡並びに宿泊補給部隊の編成及び運用に関すること 特別派遣部隊の受け入れに関すること 部隊の宿舎及び給食に関すること 被災地における遺失拾得物に関すること 警察に対する救援物資の受付及び管理に関すること 職員の健康管理及び応急救護に関すること
	生活安全班 (生活安全企画課長)	<ol style="list-style-type: none"> 生活安全部隊の編成及び運用に関すること 地域安全情報の収集、分析及び検討に関すること 被災地及び避難場所等における生活安全対策に関すること 迷い人の保護に関すること 行方不明者の受理及び手配に関すること 各種相談活動に関すること 鉄砲刀剣類(銃器を除く。)及び危険物の取締りに関すること 警備業協会との連絡及び協力に関すること ボランティアの受け入れに関すること 鉄道警察隊、警察航空隊及び警ら用無線自動車の運用に関すること

部 (部長副部長担当職)	班 (班長担当職)	所掌事務
警 察 部 部 長 (警察本部長)	検査班 (検査第一課長)	1. 警察部検査部隊の編成及び運用に関すること 2. 死体収容施設の確保に関すること 3. 死体の調査等及び検視に関すること 4. 死体の確認及び引渡し等遺族支援に関すること 5. 身元不明死体の身元確認に関すること 6. 被災地・避難場所等における犯罪検査に関すること 7. 銃器の取締りに関すること 8. 被災地における外国人対策並びに指定通訳員の派遣及び運用に関すること
	交通班 (交通企画課長)	1. 交通部隊の編成及び運用に関すること 2. 道路交通状況の実態把握に関すること 3. 交通規制に関すること 4. 交通情報の収集及び提供に関すること 5. 緊急通行車両等の確認に関すること 6. 緊急交通路の確保に関すること 7. 運転免許事務に関すること 8. 運転免許試験に関すること
	通信班 (機動通信課長)	1. 通信部隊の編成及び運用に関すること 2. 警察通信の運用に関すること 3. 警察通信施設の被害状況の把握及び復旧に関すること 4. 警察通信機器の受援に関すること 5. 非常無線通信及び他機関通信の使用等に関すること 6. 機動警察通信隊の運用に関すること 7. 特別機動通信隊の運用に関すること
幕僚 (首席監察官、警察学校長、各参事官)		1. 警備本部長の特命事項に関すること

3 設置の基準

県内で震度5強以上の地震が発生した場合、地震の発生と同時に県災害対策本部を自動設置する。この場合、震度階級に応じて、予め定められた職員は勤務公署等へ参集する。

4 動員の区分

動員区分	A動員	B動員	C動員
動員基準	県内で震度5強を観測した場合	県内で震度6弱を観測した場合	県内で震度6強を観測した場合
動員規模	全職員の約1/5 約1,600人体制 +警察部約2,700人 総計約4,300人体制	全職員の約1/3 約2,700人体制 +警察部約2,700人 総計約5,400人体制	全職員 約8,100人体制 +警察部約2,700人 総計約10,800人体制

5 解散の基準

- (1) 災害対策を一応終了したとき
- (2) 災害発生の恐れがなくなり解散を適当と認めたとき

6 現地災害対策本部

(1) 設置の基準

災害対策本部長は、被災現地における災害応急対策を推進するうえで必要があると認めた場合は、現地災害対策本部を設置することができる。

(2) 現地災害対策本部長の指名

現地災害対策本部長は、災害対策本部長が災害対策副本部長、災害対策本部員及びその他の職員の中から指名する。

(3) 所掌事務

現地災害対策本部は、災害対策本部の次の事務の一部を掌理する。

- ① 被害状況、復旧状況の情報分析
- ② 市町村、関係機関との連絡調整
- ③ 現場活動の役割分担・調整
- ④ 本部長の指示による応急対策の推進
- ⑤ その他緊急を要する応急対策の推進

(4) 設置場所

現地災害対策本部は、災害現地に近い県有施設又は市町村庁舎等の中から現地災害対策本部長が選定し設置する。

7 防災関係機関等との連携

災害対策本部は、市町村、指定行政機関、指定地方行政機関、自衛隊、指定公共機関、指定地方公共機関その他の防災関係機関と相互に密接な連携を図りつつ、適切な災害応急対策の実施に努める。また、国の現地対策本部が設置された場合にも同様とする。

8 民間事業所との連携

民間事業所に「防災情報サポート事業所」として気象情報や被害情報を提供いただき、より充実した情報収集体制を構築する。

9 市町村への連絡員の派遣（災害時緊急連絡員）

県は、平常時から「災害時緊急連絡員」を編成し、原則として、県が災害対策本部を設置した場合には、災害時緊急連絡員に登録されている職員の中から必要な人員を抽出し、速やかに被災市町村に派遣する。

- (1) 連絡員は、大規模災害発生により県に災害対策本部が設置されたとき又は知事が必要と認めたときには、原則として、速やかに県庁防災統括室に参集する。
- (2) 連絡員は、原則として、連続7日間を上限として、被災市町村役場において活動するものとする。
- (3) 連絡員は、次に掲げる任務に従事する。
 - ① 被災市町村における被害情報、避難情報、被災者等のニーズに関する情報等の収集及び県への伝達
 - ② 被災市町村との連絡調整

10 災害警戒本部の設置（災害対策本部設置の前段階として）

県内に震度5弱の地震が発生したときや、奈良県以外の近畿2府6県で震度6弱以上の地震が発生したときなど（本節第3 地震災害警戒体制 1 配備の基準（2））に、災害警戒本部を設置する。

（1）組織

災害警戒本部に本部長を置く。原則として本部長は危機管理監をもって充てる。

本部員は、災害の程度等に応じ、危機管理監、知事公室長の他、本部長が指定する者（原則として部次長等）とする。

本部が設置されたときは、本部事務局を防災統括室に設ける。

（2）本部会議

災害に対する総合対策その他必要な事項を協議するため、本部に本部会議を置く。

本部会議は、危機管理監、知事公室長、その他本部員をもって構成する。

（3）各部連絡員及び連絡事項

各部に連絡員（原則として各部主管課室の主幹・補佐級職員1名）を置き、本部会議の決定事項について各部及び各班の連絡調整を図り、災害警戒対策実施の円滑な処理に当たる。

第5 市町村の活動体制

市町村は、当該市町村の区域に災害が発生し、又は発生する恐れがある場合において第一次的に災害応急対策を実施する機関であるため、法令、奈良県地域防災計画及び市町村地域防災計画の定めるところにより、他の市町村、県、指定地方行政機関、区域内の公共的団体及び住民、自主防災組織等の協力を得て、災害応急対策の実施に努める。

また、市町村災害対策本部の組織体制を確立するため、本部職員、消防職員及び消防団員の動員体制並びに災害対策本部の設置、動員及び解散についての伝達方法等をあらかじめ具体的に定める。

第6 指定地方行政機関等の活動体制

県の区域内の指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、公共的団体、防災上重要な施設の管理者、その他法令の規定による防災に関する責任を有する者は、県の地域に災害が発生し、または発生する恐れがある場合においては、法令、防災業務計画等の定めるところにより、その所掌事務にかかる災害応急対策を速やかに実施する。

また、災害応急対策に従事する職員の動員配備及び服務の基準等をあらかじめ定める。

第7節 災害情報の収集・伝達計画

(防災統括室、県土マネジメント部、奈良地方気象台)

県、市町村、各防災関係機関は、災害情報（被害状況、避難状況等）の迅速・的確な把握に努める。市町村等（消防本部等含む）は把握した情報を速やかに県に報告し、各防災関係機関は、県から求めがあれば速やかに自らの把握している災害情報を報告する。県は、市町村、各防災関係機関が把握する災害情報の早期の収集、迅速・的確な把握に努め、必要に応じて国や他機関に報告し、適切な連携を図る。

第1 地震情報の伝達

1 地震に関する情報

(1) 地震に関する情報の種類

地震情報の種類	発表基準	内 容
震度速報	・震度3以上	地震発生約1分半後に、震度3以上を観測した地域名（全国を188地域に区分）と地震の揺れの発現時刻を速報。
震源に関する情報	・震度3以上 (津波警報・注意報を発表した場合は発表しない)	地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表。 「津波の心配がない」または「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加。
震源・震度に関する情報	以下のいずれかを満たした場合 ・震度3以上 ・津波警報または注意報発表時 ・若干の海面変動が予想される場合 ・緊急地震速報（警報）を発表した場合	地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、震度3以上の地域名と市町村名を発表。 震度5弱以上と考えられる地域で、震度入手していない地点がある場合は、その市町村名を発表。
各地の震度に関する情報	・震度1以上	震度1以上を観測した地点のほか、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表。 震度5弱以上と考えられる地域で、震度入手していない地点がある場合は、その地点名を発表。
遠地地震に関する情報	国外で発生した地震について以下のいずれかを満たした場合等 ・マグニチュード7.0以上 ・都市部など著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の大きな地震を観測した場合	地震の発生時刻、発生場所（震源）及びその規模（マグニチュード）を概ね30分以内に発表。 日本や国外への津波の影響に関する記述もして発表。
その他の情報	・顕著な地震の震源要素を更新した場合や地震が多発した場合など	顕著な地震の震源要素更新のお知らせや地震が多発した場合の震度1以上を観測した地震回数情報等を発表。
推計震度分布図	・震度5弱以上	観測した各地の震度データをもとに、1km四方ごとに推計した震度（震度4以上）を図情報として発表。

(震度については、「本節第3 気象庁による震度階級関連解説表」参照)

(2) 地震に関する情報の通知基準

奈良地方気象台は、次の基準により「震源・震度に関する情報」及び「各地の震度に関する情報」を県、県警、日本放送協会奈良放送局に通知する。

- ① 県内で震度3以上を観測したとき
- ② その他、地震に関する情報を発表することが、公衆の利便を増進すると認められるとき

(3) 東海地震に関する情報

大規模地震対策特別措置法第3条第1項に規定する地震防災対策強化地域（以下「強化地域」という。）に係る大規模な地震の発生のおそれについて、気象庁は次の情報を発表する。

- ① 東海地震に関連する調査情報（臨時）
観測データに通常とは異なる変化が観測された場合に発表される情報。防災対応は特になし。
- ② 東海地震に関連する調査情報（定例）
毎月の定例の地震防災対策強化地域判定会で評価した調査結果を発表。防災対応は特になし。
- ③ 東海地震注意情報
観測された現象が東海地震の前兆現象である可能性が高まった場合に発表される情報。
- ④ 東海地震予知情報
東海地震の発生の恐れがあると認められ、内閣総理大臣から「警戒宣言」が発せられた場合に発表される情報。

奈良地方気象台は、気象庁より受けたこれらの情報を県に通報する。

2 情報の受理、伝達

(1) 各機関の受理、伝達

気象庁からの地震情報は、オンラインで県へ送られる。

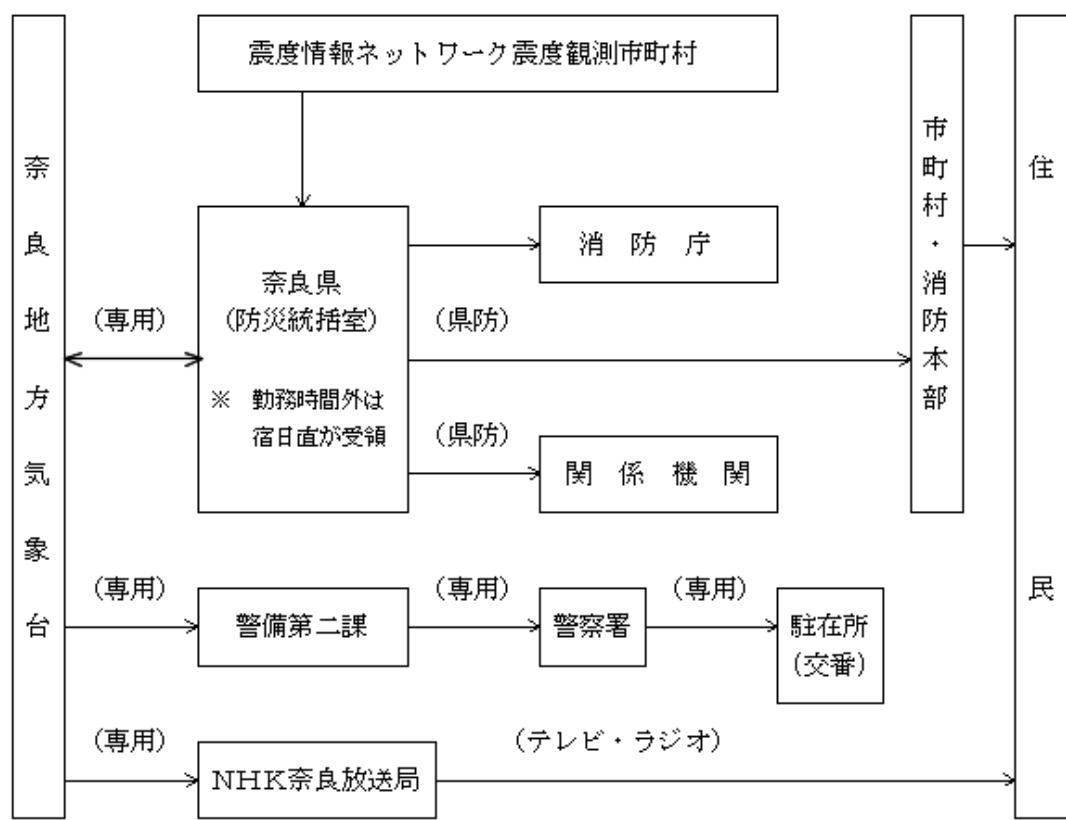
県からは、県防災行政無線等により、市町村、消防本部、関係機関へ情報が送られる。

市町村その他防災関係機関は、緊急地震速報の受信体制の整備とともに市町村防災行政無線等により、迅速に住民等へ情報を伝達するよう努める。

(2) 伝達系統図

地震に対する情報の伝達系統は次頁のとおりとする。

県防災統括室では、この震度情報を震度1以上で奈良地方気象台に通知する。また、震度3以上で県内市町村及び消防本部に、震度4以上で消防庁、県警警備第二課及び陸上自衛隊第4施設団に通知する。



(県防) は県防災行政無線、(専用) は専用線又は専用無線

3 気象庁による震度階級関連解説表

- (1) 気象庁が発表している震度は、原則として地表や低層建物の一階に設置した震度計による観測値である。この資料は、ある震度が観測された場合、その周辺で実際にどのような現象や被害が発生するかを示すもので、それぞれの震度に記述される現象から震度が決定されるものではない。
- (2) 地震動は、地盤や地形に大きく影響される。震度は震度計が置かれている地点での観測値であり、同じ市町村であっても場所によって震度が異なることがある。また、中高層建物の上層階では一般に地表より揺れが強くなるなど、同じ建物の中でも、階や場所によって揺れの強さが異なる。
- (3) 震度が同じであっても、地震動の振幅（揺れの大きさ）、周期（揺れが繰り返す時の1回あたりの時間の長さ）及び継続時間などの違いや、対象となる建物や構造物の状態、地盤の状況により被害は異なる。
- (4) この資料では、ある震度が観測された際に発生する被害の中で、比較的多く見られるものを記述しており、これより大きな被害が発生したり、逆に小さな被害にとどまる場合もある。また、それぞれの震度階級で示されている全ての現象が発生するわけではない。
- (5) この資料は、主に近年発生した被害地震の事例から作成したものであり、今後、定期的に内容を点検し、新たな事例が得られたり、建物・構造物の耐震性の向上等によって実状と合わなくなつた場合には変更される。

人の体感・行動、屋内の状況、屋外の状況

震度階級	人の体感・行動	屋内の状況	屋外の状況
0	人は揺れを感じないが、地震計には記録される。	—	—
1	屋内で静かにしている人の中には、揺れをわずかに感じる人がいる。	—	—
2	屋内で静かにしている人の大半が、揺れを感じる。眠っている人の中には、目を覚ます人もいる。	電灯などのつり下げ物が、わずかに揺れる。	—
3	屋内にいる人のほとんどが、揺れを感じる。歩いている人の中には、揺れを感じる人もいる。眠っている人の大半が、目を覚ます。	棚にある食器類が音を立てることがある。	電線が少し揺れる。
4	ほとんどの人が驚く。歩いている人のほとんどが、揺れを感じる。眠っている人のほとんどが、目を覚ます。	電灯などのつり下げ物は大きく揺れ、棚にある食器類は音を立てる。座りの悪い置物が、倒れることがある。	電線が大きく揺れる。自動車を運転していて、揺れに気付く人がいる。
5弱	大半の人が、恐怖を覚え、物につかまりたいと感じる。	電灯などのつり下げ物は激しく揺れ、棚にある食器類、書棚の本が落ちることがある。座りの悪い置物の大半が倒れる。固定していない家具が移動することがあり、不安定なものは倒れることがある。	まれに窓ガラスが割れて落ちることがある。電柱が揺れるのがわかる。道路に被害が生じることがある。
5強	大半の人が、物につかまらないと歩くことが難しいなど、行動に支障を感じる。	棚にある食器類や書棚の本で、落ちるものが多くなる。テレビが台から落ちることがある。固定していない家具が倒れることがある。	窓ガラスが割れて落ちることがある。補強されていないブロック塀が崩れることがある。据付けが不十分な自動販売機が倒れることがある。自動車の運転が困難となり、停止する車もある。
6弱	立っていることが困難になる。	固定していない家具の大半が移動し、倒れるものもある。ドアが開かなくなることがある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下することがある。
6強	立っていることができず、はわないと動くことができない。揺れにほんろうされ、動くこともできず、飛ばされることもある。	固定していない家具のほとんどが移動し、倒れるものが多くなる。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物が多くなる。補強されていないブロック塀のほとんどが崩れる。
7		固定していない家具のほとんどが移動したり倒れたりし、飛ぶこともある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物がさらに多くなる。補強されているブロック塀も破損するものがある。
エレベーターの停止		地震管制装置付きのエレベーターは、震度5弱程度以上の揺れがあった場合、安全のため自動停止する。運転再開には、安全確認などのため、時間がかかることがある。	

※震度6強程度以上の揺れとなる地震があった場合には、広い地域で、ガス、水道、電気の供給が停止することがある。

第2 早期災害情報の収集

1 被害状況、避難状況等の迅速・的確な把握

被害状況（人的被害、建物被害、道路被害、ライフラインの被害等）や避難状況（避難勧告・指示の発令状況、避難者数、避難所の開設状況、避難所の通信や備蓄の状況等）等の迅速・的確な把握は、災害対応要員の動員、他機関への応援要請、救援物資・資機材の調達、災害救助法適応の要否等、あらゆる災害応急対策の基本となる重要な事項である。

2 実施機関

（1）県・市町村等（消防本部等含む）

県・市町村等（消防本部等含む）は、被害の状況及びこれに対して執られた措置に関する情報（以下「災害情報」という。）を収集する。

その際、当該被害が自らの対応力のみでは十分な災害対策を講じることができない災害である場合は、他機関への応援要請等を検討するため、速やかにその規模を把握するための情報を収集するよう特に留意する。

（2）指定地方行政機関、指定地方公共機関

指定地方行政機関、指定地方公共機関は所管する分野の災害情報を収集する。

その際、当該被害が非常災害（国が総合的な災害応急対策を実施する特別の必要がある程度の大規模災害）であると認められるときは、その規模の把握のための情報を収集するよう特に留意する。

3 災害時緊急連絡員による情報収集

県は、平常時から「災害時緊急連絡員」（以下「連絡員」という。）を編成し、県が災害対策本部を設置するような災害が発生した際には、連絡員に登録されている職員の中から必要な人員を抽出し、速やかに被災市町村に派遣する。

被災市町村に派遣された連絡員は、市町村が把握した災害情報、人員、物資等の不足の程度等の情報について、迅速・的確に県災害対策本部に報告する。また、県災害対策本部と被災市町村災害対策本部との間の連絡調整等の業務に従事する。

4 ヘリコプターによる情報収集

早期に被害の概要を把握するため、県災害対策本部は必要に応じ、県消防防災ヘリコプター及び県警察ヘリコプターにより情報を収集する。また、ヘリコプター・テレビシステムを活用し、可能な限り映像による情報をヘリコプターから県災害対策本部等に伝送する。

上記ヘリコプターのみでは対応不可能な場合は、県災害対策本部は自衛隊、海上保安庁、近畿地方整備局、他都道府県に対し、応援を要請する。（第3章「第9節 ヘリコプター等の派遣要請及び受入計画」「第13節 受援体制の整備」参照）

5 参集途上職員の情報収集

参集途上の職員は、周囲の被災状況を把握し参集後班長（所属長等）に報告する。班長は、職員の情報内容を県災害対策本部等に報告する。

6 異常現象発見者の通報

（1）発見者の通報義務

災害が発生する恐れがある異常な現象を発見した者は、遅滞なく、市町村または警察官に通報する。

(2) 市町村及び警察官の処置

異常気象の通報を受けた警察官は、その旨を速やかに市町村に通報する。異常現象の通報を受けた市町村は、速やかに県防災統括室に通報するとともに、法第54条第4項に基づき、奈良地方気象台その他の関係機関に通報しなければならない。

第3 災害情報の調査・報告計画

1 被害状況、避難状況等の調査

被害状況、避難状況等の調査は、次表に掲げる機関が関係機関及び団体の協力・応援を得て行う。

被害状況、避難状況等の調査に当たっては関係機関相互に連絡を密にし、脱漏、重複のないよう充分留意し、被害世帯数、人数については現地調査のほか住民登録と照合する等、的確を期するよう努める。なお、日常的に介護を必要とする災害時要援護者の被害状況、避難状況等の調査・把握については特に配慮する（災害時要援護者については、

（第3章第4節 災害時要援護者の支援計画 参照）。

調査事項	調査機関	主たる応援協力機関
1 人・住家の被害	市町村	
2 避難に関する状況 (避難勧告・指示等の発令状況、避難所の開設状況、避難世帯数・避難者数)	市町村	
3 福祉関係施設被害	市町村(県)	
4 医療、環境衛生施設、廃棄物処理施設被害	市町村(県)	保健所
5 水道施設被害	市町村	
6 農業生産用施設	市町村	県農林振興事務所
7 畜産被害	市町村	県家畜保健衛生所
8 水産被害	市町村	
9 農地、農業用施設被害	市町村	県農林振興事務所
10 林地、造林地、苗畑、林道、作業道被害	市町村	県農林振興事務所
11 林産物、林産施設被害	市町村	県農林振興事務所
12 商工関係被害	市町村(県)	県農林振興事務所
13 公共土木施設被害	市町村(県)	県土木事務所
14 都市施設被害	各施設	県土木事務所
15 県有財産、県有建築物被害 (文化財、警察関係施設除く)	県	市町村
16 文教関係施設被害	市町村(県)教育委員会	
17 文化財被害	警察本部、警察署	市町村
18 警察関係被害	指定公共機関等	市町村
19 生活関連施設被害		

2 報告の基準

市町村等は、下記に該当する災害について、被害状況及び応急措置の実施状況等を県防災統括室及び県担当課へ報告する。

(1) 即報基準

(一般基準)

- ① 災害救助法の適用基準に合致するもの。
- ② 奈良県または市町村が災害対策本部を設置したもの。
- ③ 災害が2都道府県以上にまたがるもので、1の都道府県における被害は軽微であっても全国的にみた場合に同一災害で大きな被害が生じているもの。
- ④ 災害が2市町村以上にまたがるもので、1の市町村における被害は軽微であっても全県的にみた場合、同一災害で大きな被害が生じているもの。
- ⑤ 災害による被害に対して国の特別の財政援助を要するもの。
- ⑥ 災害による被害が当初は軽微であっても、今後①から⑤の要件に該当する災害に発展するおそれがあるもの。
- ⑦ 地震が発生し、区域内で震度4以上を記録したもの。
- ⑧ その他、災害の状況及びそれが及ぼす社会的影響等からみて報告する必要がある

と認められるもの。

3 直接報告基準

市町村は、当該市町村の区域内で震度5強以上を記録した場合（被害の有無を問わない。）には、県に加え、直接、総務省消防庁に対しても報告するものとする。

第4 市町村防災担当課から県防災統括室への報告

1 報告系統

市町村防災担当課から県防災統括室への報告は、災害概況即報、被害状況即報、災害確定報告及び災害年報とし、県防災統括室は、被害状況等を内閣総理大臣（窓口：総務省消防庁）に報告するとともに、庁内主管課にも連絡し、必要があれば関係機関に連絡する。

2 災害概況即報

市町村防災担当課は、「第2 1 即報基準」に該当する災害が発生したときは、覚知後30分以内で可能な限り早く、分かる範囲で災害に関する第1報を「被害状況報告様式」により、県防災行政無線等で県防災統括室に報告する。

また、「第3 直接報告基準」に該当する災害が発生したときは、直接、総務省消防庁及び県防災統括室に対して（第4号様式（その1））により報告するものとし、可能であれば、併せて県防災統括室に「被害状況報告様式」により報告するものとする。

3 被害状況即報

市町村防災担当課は、「第2 1 即報基準」に該当する災害が発生したときは、区域内の被害状況、避難状況等をとりまとめ、速やかに被害状況即報を「被害状況報告様式」により、県防災行政無線等で県防災統括室に報告する。

ただし、定時の被害状況即報等、知事（災害対策本部長）が必要と認めた場合はその指示に従って報告する。

4 災害確定報告

市町村防災担当課は、応急対策終了後、14日以内に（第4号様式（その2））で県防災統括室へ報告する。

5 災害年報

市町村防災担当課及び県関係課は、毎年1月1日から12月31までの災害による被害の状況を、翌年3月10日までに災害年報（第3号様式）により報告するものとし、県防災統括室は、その結果を集計して4月30日までに総務省消防庁に報告するものとする。

第5 報告系統

市町村、指定地方公共機関等は、県に報告する。

県は、市町村から災害情報の報告を受け、入手後速やかに内閣総理大臣（窓口：総務省消防庁）に報告する。

第6 報告を行うことができない場合

市町村は、通信の不通等により県に報告できない場合には、一時的に報告先を内閣総理大臣（窓口：総務省消防庁）に変更するものとする。ただし、この場合にも市町村は

県との連絡確保に努め、連絡がとれるようになった後は速やかに県に対して報告する。

また、市町村が災害の発生により報告を行うことができなくなったときは、県は、当該災害に関する情報の収集に特に意を用いなければならない。

県が災害の発生により報告を行うことができなくなったときは、指定地方行政機関の長は、その所掌事務に係る災害に関する情報の収集に特に意を用いなければならない。

第7 市町村事業担当課等から県事業担当課への報告

1 市町村事業担当課

市町村事業担当課は、災害が発生したときは担当する調査事項（本節「第2 被害状況等の調査・報告計画 1 被害状況、避難状況等の調査」参照）について被害状況等をとりまとめ、遅滞なく調査事項ごとに県事業担当課に報告する。

2 県事業担当課

- (1) 県事業担当課は、調査事項ごとに市町村の被害状況等を取りまとめる。
- (2) 県事業担当課は、掌握した被害状況等について、各部企画管理室を通じて主管部長に報告するとともに、県防災統括室、県関係課及び必要な関係機関に通知する。

3 関係機関等

県管財課、県教育委員会事務局、県警本部、指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関は、その管理する施設について被害状況等を県防災統括室に報告する。

4 県防災統括室

県防災統括室は、県事業担当課及び関係機関から報告のあった被害状況等について事項別に集計し、必要な関係機関、報道機関等にできるだけ速やかに通知する。

第8 被災者の安否情報

1 安否情報の提供

県、市町村は、次に掲げる者より被災者の安否に関する情報について照会があったときは、それぞれの場合に応じた情報を提供することができる。その際、当該安否情報に係る被災者または第三者の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮するものとする。

(1) 被災者の同居の親族の場合

被災者の居所、負傷もしくは疾病の状況または連絡先その他安否の確認に必要と認められる情報

(2) 被災者の同居でない親族または職場等の関係者の場合

被災者の負傷または疾病の状況

(3) 被災者の知人等被災者の安否情報を必要とすることが相当であると認められる者の場合

県、市町村が保有している安否情報の有無

上記のほか、被災者が提供について同意している安否情報については、その同意の範囲内で、または公益上特に必要があると認めるときは、必要と認める限度において、当該被災者にかかる安否情報を提供することができる。

なお、県、市町村は、照会に対する回答を適切に行い、または回答の適切な実施に備えるために必要があると認めるときは、関係地方公共団体の長、消防機関、警察その他

の者に対して、被災者に関する情報の提供を求めることができる。

2 安否情報の照会

安否情報について照会しようとする者は、県、市町村に対し、次の事項を明らかにして行わなければならない。

- (1) 氏名、住所（法人その他の団体にあってはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）その他の照会者を特定するために必要な事項
- (2) 照会にかかる被災者の氏名、住所、生年月日及び性別
- (3) 照会をする理由

3 被災者に関する情報の利用

県、市町村は、安否情報の回答を適切に行い、または回答の適切な実施に備えるために必要な限度で、その保有する被災者の氏名その他の被災者に関する情報を、その保有に当たって特定された利用の目的以外の目的のために内部で利用することができる。

被害状況報告様式（災害概況即報・被害状況即報）

市町村名 (消防(局)本部名)	被害情報 の 有無 (いずれかに○を)	有り・無し
課(室)名	◎被害情報がない場合も必ず報告してください。	
報告者名		
災害名 報告番号	◎第1報は県からの依頼後速やかに、第2報以降は県から求める時刻までに必ず報告願います。	
災害名 報告番号	災害名	
災害名 報告番号	第 報 (月 日 時 分現在)	

1 被害の状況（被害が発生した場合は、必ず被害状況詳細報告(別紙1)を添付してください）

区分		件数	摘要
人的被害	死者	人	
	行方不明者	人	当該災害が原因で所在不明となり、かつ死亡の疑いのある者について記入
	負傷者	人	当該災害により負傷し、1月以上の治療を要する見込みの者について記入
	軽傷	人	当該災害により負傷し、1月末満で治療できる見込みの者について記入
住家被害	全壊	棟	損壊が甚だしく、補修により再使用することが困難なもの
	半壊	棟	損壊が甚だしいが、補修すれば再使用できる程度のもの
	一部破損	棟	全壊及び半壊にはいたらない住家の破損で、補修を要するものについて記入 (ガラス数枚程度の被害を除く)
	床上浸水	棟	住家の床より上に浸水したもの、及び全壊・半壊に該当しないが土砂等のたい積により一時的に居住できないものについて記入
	床下浸水	棟	床上浸水にいたらない程度に浸水したものについて記入
非住家	公共の建物	棟	公用又は公共の用に供する建物が、全壊又は半壊したものについて記入 (例) 役場庁舎、公民館、公立保育園
	その他	棟	公用以外の建物が全壊又は半壊したものについて記入 (例) 倉庫、車庫、工場、事務所
その他被害	文教施設	棟	小学校、中学校、高等学校及び幼稚園における教育の用に供する施設が被害を受けたもの(一部破損、浸水を含む)について記入
	病院	棟	病院(診療所を除く)が被害を受けたもの(一部破損、浸水を含む)について記入
	道路	箇所	市町村道(橋りょうを除く)が、土石崩落、路面陥没、路肩崩壊等により通行規制を行ったものについて記入
	橋りょう	箇所	市町村道の橋りょう(橋長2m以上)が損壊し、通行規制を行ったものについて記入
	崖くずれ	箇所	崖くずれ、地すべり、土石流により人的被害、建物被害、又は市町村道に道路被害が発生したものについて記入
	水道	戸	上水道又は簡易水道の報告時点における断水戸数を記入
火災被害	建物	件	
	危険物	件	高圧ガス、可燃性ガス、毒物、劇物、火薬等を貯蔵し、又は取り扱う施設の火災又は爆発事故
	その他	件	
119番通報件数	件	震度6弱以上の地震の場合に記入	
上記以外※			

※田畠の冠水面積等、上記以外で奈良県地域防災計画に定める第4号様式(その2)に掲げる項目の被害状況が判明している場合は記入してください。

2 避難の状況（該当がある場合は、必ず避難状況詳細報告(別紙2)を添付してください）

該当の有無 (いずれかに○を)	有り・無し
-----------------	-------

3 市町村災害対策本部の設置状況（災害対策基本法に基づく、市町村長を長とした災害対策本部を設置した場合のみ記入してください）

名称		設置	月	日	時	分
		廃止	月	日	時	分

別紙1 被害状況詳細報告

市町村名(消防(局)本部名):

月 日 時 分現在

1 人的被害の状況

被害区分	発生日時	発生場所(地区名)	年齢	性別	被災状況	(記入例)
重傷	9日 8:30	〇〇市△△町	34	男	住家を補修中に2階から落下し、右大腿骨骨折	

※被害区分には「死亡」、「行方不明」、「重傷」、「軽傷」の別を記入

※死亡の場合は、被災状況欄に死亡日時を記入

2 建物被害の状況 ※地図を添付してください

建物区分	被害区分	発生日時	所在地(地区名)	施設名又は用途	原因、及び被害の状況	(記入例)
住家	一部破損	9日 8:30	〇〇市△△町	住家	台風の風で、屋根の一部がめくれあがった	

※建物区分には「住家」、「公共建物」、「文教施設」、「病院」、「その他」の別を記入

※被害区分には「全壊」、「半壊」、「一部破損」、「床上」、「床下」の別を記入

3 道路・橋りょう被害の状況 ※地図を添付してください

発生場所(地区名)	発生日時	路線名	被害区分	通行規制の規模(延長)	現在の状況(通行規制、復旧状況)	(記入例)
〇〇町〇丁目	9日 8:30	市道〇〇線	土石崩落	1.5km	9日9:00より通行規制→現在復旧中	

※被害区分には「土石崩落」、「路面陥没」、「路肩崩壊」、「落橋」等を記入

4 崖くずれ等土砂災害の状況 ※地図を添付してください

発生場所(地区名)	発生日時	規模(幅×高さ)	崖くずれ等に伴う人的、建物又は道路被害の状況
	日 :		

別紙2 避難状況詳細報告

市町村名:

月 日 時 分現在

1 避難世帯数・避難者数

避難世帯数	避難者数

2 避難所の開設状況(各避難所の状況)

避難所名	避難世帯数	避難者数	摘要
○○小学校	15	55	(記入例)
か所	0	0	

3 避難指示、避難勧告、避難準備情報の発令状況

種類	対象地区	対象世帯数	対象人数	発令日時	解除日時
避難勧告	○○町○丁目	20	75	7日23:00	(記入例)
計		0	0		

4 自主避難の状況(3以外の地区での避難状況)

避難所名	避難世帯数	避難者数	摘要
○○小学校	15	55	(記入例)
か所	0	0	

浸水被害箇所位置図【記入例】

- ・住宅地図または1/25,000程度までの縮尺図面に、浸水箇所、浸水内容(床上、床下等)、浸水戸数を記入



〔災害概況即報〕

消防庁受信者氏名

災害名

(第 報)

報告日時	年 月 日 時 分
都道府県	
市町村名 (消防本部名)	
報告者名	

災 害 の 概 況	発生場所				発生日時	年 月 日 時 分			
被 害 の 状 況	死傷者	死者	人	不明人	住家	全壊	棟	一部破損	棟
		負傷者	人	計人		半壊	棟	床上浸水	棟
応急 対策 の 状 況	災害対策本部等の 設置状況		(都道府県)		(市町村)				

(注) 第一報については、原則として、覚知後30分以内で可能な限り早く、分かる範囲で記載して報告すること。（確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨（「未確認」等）を記入して報告すれば足りること。）

災害概況即報記入要領

1 災害の概況

(1) 発生場所、発生日時

当該災害が発生した具体的地名（大字名）及び日時を記入する。

(2) 災害種別概況

① 風水害については、降雨の状況及び河川の氾濫、溢水、崖崩れ、地滑り、土石流等の概況

② 雪害については、降雪の状況並びに雪崩、溢水等の概況

2 被害の状況

当該災害により生じた被害の状況について、判明している事項を具体的に記載すること。その際、特に人的被害及び住家の被害に重点をおくこと。また、災害時要援護者の被害状況を併記（再掲）すること。

3 応急対策の状況

該当災害に対して市町村（消防機関を含む）が講じた措置について具体的に記載すること。

特に、住民に対して避難の勧告・指示を行った場合には、その日時、範囲、避難者の人員を記載すること。

また、災害時要援護者の人員を併記（再掲）すること。

（災害時要援護者については、「第3章第4節 災害時要援護者の支援計画」参照）

4 災害対策本部等の設置状況

市町村長を長とした災害対策基本法に基づく本部を設置した場合は記載すること。

第4号様式（その2） 被害状況即報

市町村名				区 分		被 害		
災 害 名 報告番号		災害名 第 報 (月 日 時現在)		そ の 他	田	流失・埋没	ha	
					冠 水	ha		
所 属 名					烟	流失・埋没	ha	
						冠 水	ha	
報告者名					文 教 施 設	箇所		
連絡先					病 院	箇所		
		区 分			道 路	箇所		
人 的 被 害	死 者	人			橋 り よ う	箇所		
	行 方 不 明 者	人			河 川	箇所		
	負 傷 者	重 傷	人			港 湾	箇所	
		軽 傷	人		砂 防	箇所		
住 家 被 害	全 壊		棟		清 掃 施 設	箇所		
			世帯		崖 く ず れ	箇所		
			人		鉄 道 不 通	箇所		
	半 壊		棟		被 害 船 舶	隻		
			世帯		水 道	戸		
			人		電 話	回線		
	一 部 破 損		棟		電 気	戸		
			世帯		ガ ス	戸		
			人		ブ ロ ッ ク 塀 等	箇所		
	床 上 浸 水		棟					
			世帯					
			人					
床 下 浸 水		棟		罹 災 世 帯 数	世帯			
		世帯		罹 災 者 数	人			
		人		火 災 発 生	建 物	件		
非 住 家	公 共 の 建 物	棟	危 険 物		件			
そ の 他	そ の 他	棟	そ の 他		件			

区分		被　　害	市 町 村 災 害	対策本部	名　　称			
公共文教施設	千円			設　置	月　日　時			
農林水産業施設	千円			解　散	月　日　時			
公共土木施設	千円			災害対策本部については、市町村長を長とした災害対策基本法に基づく本部を設置し場合のみを記入すること。				
その他の公共施設	千円			【住民避難の状況】				
小　　計	千円			地区名				
				世帯数				
農業被害	千円			人　数				
林業被害	千円			種　別 (避難指示・避難勧告・自主避難)				
畜産被害	千円			原　因				
水産被害	千円			発令時刻				
商工被害	千円			解除時刻				
その　他	千円			避難場所				
被害総額	千円			消防職員出動延人数	人			
				消防団員出動延人数	人			

災害発生場所

災害発生日時

災害の種類概況

応急対策の状況

119番通報件数

- ・消防、水防、救急、救助等消防機関の活動状況
- ・避難の勧告・指示の状況
- ・避難所の設置状況（場所、施設名、避難者数及び世帯数）
- ・他の地方公共団体への応援要請、応援活動の状況
- ・自衛隊の派遣要請、出動状況
- ・ボランティアセンターの設置状況（設置の有無及び設置場所等）
- ・ボランティアの活動状況（受入の有無、派遣の有無等）
- ・その他関連事項

* 1 被害額は省略することができるものとする

* 2 119番通報の件数は、10件単位で、例えば約10件、30件、50件（50件を超える場合は多数）と記入すること。

第3号様式 災害年報

市町村名

区分		災害名 発生年月日						計
人 的 被 害	死 者	人						
	行 方 不 明 者	人						
	負 傷 者	重 傷	人					
		軽 傷	人					
住 家 被 害	全 壊		棟					
			世帯					
			人					
	半 壊		棟					
			世帯					
			人					
	一 部 損 壊		棟					
			世帯					
			人					
	床 上 浸 水		棟					
			世帯					
			人					
	床 下 浸 水		棟					
			世帯					
			人					
非 住 家	公共建物		棟					
	その 他		棟					
そ の 他	田	流失・埋没	ha					
		冠 水	ha					
	畑	流失・埋没	ha					
		冠 水	ha					
	学 校		箇所					
	病 院		箇所					
	道 路		箇所					
	橋 り よ う		箇所					
	河 川		箇所					
	港 湾		箇所					
	砂 防		箇所					
	清 掃 施 設		箇所					
	崖 く ず れ		箇所					
	鉄 道 不 通		箇所					
	被 害 船 舶		隻					
	水 道		戸					

市町村名

区分		災害名 発生年月日						計
電	話	回線						
電	気	戸						
ガ	ス	戸						
そ の 他	フロック塀等		箇所					
火 災 発 生	建 物	件						
	危 険 物	件						
	そ の 他	件						
り災世帯数		世帯						
り災者数		人						
公共文教施設		千円	()	()	()	()	()	()
農林水産業施設		千円	()	()	()	()	()	()
公共土木施設		千円	()	()	()	()	()	()
その他の公共施設		千円	()	()	()	()	()	()
小計		千円	()	()	()	()	()	()
そ の 他	農 産 被 害	千円						
	林 産 被 害	千円						
	畜 産 被 害	千円						
	水 産 被 害	千円						
	商 工 被 害	千円						
	そ の 他	千円						
被害総額		千円						
市 災 本 害 対 策 部	町 村 設 置	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	
	解 散	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	
消防職員出動延人数								
消防団員出動延人数								

被害報告基準

被 害 項 目		報 告 基 準
人 的 被 害	死 者 行 方 不 明 者 負 傷 者 〔 重傷者 軽傷者 〕	当該災害が原因で死亡し、死体を確認したもの、又は死体を確認することができないが死亡したことが確実なものとする。 当該災害が原因で所在不明となり、かつ、死亡の疑いのあるもの。 災害のため負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のあるもののうち「重傷者」とは1月以上の治療を要する見込みの者とし、「軽傷者」とは1ヶ月未満で治療できる見込みのもの。 なお、重軽傷者の別が把握できない場合はとりあえず負傷者として報告する。併せて、負傷した高齢者や障害者等は再掲する。
住 家 の 被 害	住 家 棟 世 帯 全 壊 (全 燃) (全 流 失) 半 壊 (半 燃) 一 部 破 損 床 上 浸 水 床 下 浸 水	現実に居住のため使用している建物をいい社会通念上の住家であるかどうかを問わない。 主屋のほかに小さい附属建物（物置、便所、風呂場等）が棟を異にして建てられている場合はそれぞれ一棟とみなす。 生計を一つにしている実際の生活単位をいう。 住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの、または住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、焼失もしくは流出した部分の床面積がその住家の延床面積の70%以上に達した程度のものまたは住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のものとする。 住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の20%以上70%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のものとする。 全壊および半壊にいたらない程度の住家の破損で、補修を必要とする程度のもの。ただし、窓ガラスが数枚破損した程度のごく小さなものは除く。 住家の床より上に浸水したものおよび全壊・半壊には該当しないが、土砂・竹木などのたい積により一時的に居住することができないもの。 床上浸水にいたらない程度に浸水したもの。

被　害　項　目	報　告　基　準		
非住家の被害		<p>「非住家」とは、住家以外の建物でこの報告中他の被害箇所項目に属さないもので、全壊、半壊程度の被害をうけたもの。</p> <p>ただし、これらの施設に常時、人が居住している場合には、当該部分は住家とする。なお、官公署、病院、公民館、神社、仏閣は非住家とする。</p> <p>「公共建物」とは、例えば、役場庁舎、公民館、公立保育所等の公用又は公共の用に供する建物とする。</p> <p>「その他」とは、公共建物以外の倉庫、土蔵、車庫等の建物とする。</p>	
田被 畠 の害	流失埋没		耕地が流失し、または砂利等のたい積のため耕作が不能となったもの。
	冠　水		植付作物の先端が見えなくなる程度に水につかったもの。
そ の 他 の 被 害	文　教　施　設	小学校、中学校、高等学校、大学、高等専門学校、盲学校、聾学校、養護学校及び幼稚園における教育の用に供する施設をいう。	
の 道	路	<p>「道路」とは、道路法（昭和27年法律第180号）第2条第1項に規定する道路のうち、橋梁を除いたものとする。</p> <p>「道路決壊」とは、高速自動車道、一般国道、都道府県及び市町村道の一部が損壊し、車両の通行が不能となった被害をいう。</p>	
他 の 被 害	橋　　梁	<p>「橋梁」とは、道路を連結するために河川、運河等の上に架設された橋とする。</p> <p>「橋梁流失」とは、高速自動車道、一般国道、都道府県及び市町村道の橋梁が損壊し、車両の通行が不能となった程度の被害をいう。</p>	
被 害	河　　川	<p>「河川」とは、河川法（昭和39年法律第167号）が適用され、若しくは準用される河川若しくはその他の河川又はこれらのものの維持管理上必要な堤防、護岸、水利、床止その他の施設若しくは沿岸を保全するために防護することを必要とする河岸とする。</p> <p>「堤防決壊」とは、河川法にいう1級河川及び2級河川の堤防、あるいは溜池の堤防が決裂し、復旧工事を要する程度の被害をいう。</p>	
清　掃　施　設	砂　　防	「砂防」とは、砂防法（明治30年法律第29号）第1条に規定する砂防施設同法第3条の規定によって同法が準用される砂防のための施設又は同法第3条の2の規定によって同法が準用される天然の河岸とする。	

被　害　項　目		報　告　基　準
そ の 他 の 被 害	鉄　道	「鉄道不通」とは、汽車、電車等の通行が不能になった程度の被害とする。
	船　舶	「被害船舶」とは、ろ、かいのみをもって運転する船以外の船で、船体が没し、航行不能になったもの及び流失し、所在が不明になったもの、並びに修理しなければ航行できない程度の被害を受けたものとする。
	水　道	「水道」とは、上水道又は簡易水道で断水している戸数のうち最も多く断水した時点における戸数とする。
	電　話	「電話」とは、災害により通話不能となった電話の回線数とする。
	電　氣	「電気」とは、災害により停電した戸数のうち最も多く停電した時点における戸数とする。
	ガ　ス	「ガス」とは、一般ガス事業又は簡易ガス事業で供給停止となっている戸数のうち最も多く供給停止となった時点における戸数とする。
	ブ　ロ　ッ　ク　壙	「ブロック壙」とは、倒壊したブロック壙又は石壙の箇所数とする。
罹 災 者	罹　災　世　帯	「罹災世帯」とは、災害により全壊、半壊及び床上浸水の被害を受け、通常の生活を維持できなくなった生計を一つにしている世帯とする。 例えば、寄宿者、下宿その他これに類する施設に宿泊するもので共同生活を営んでいるものについては、これを一世帯として扱い、又同一家屋の親子、夫婦であっても、生活が別であれば分けて扱うものとする。
	罹　災　者	「罹災者」とは、罹災世帯の構成員とする。
火　災　発　生		地震の場合のみ報告する。

被　害　項　目		報　告　基　準
被 害 額	公立文教施設	「公立文教施設」とは、公立の文教施設とする。
	農林水産業施設	「農林水産業施設」とは、農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（昭和25年法律第169号）による補助対象となる施設をいい、具体的には、農地、農業用施設、林業用施設及び共同利用施設とする。
	公共土木施設	「公共土木施設」とは、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和26年法律第97号）による国庫負担の対象となる施設をいい、具体的には、河川、砂防施設、林地荒廃防止施設、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設、道路、下水道及び公園とする。
	その他の公共施設	「その他の公共施設」とは、公立文教施設、農林水産業施設及び公共土木施設以外の公共施設をいい、例えば、庁舎、公民館、児童館、都市施設等の公共又は公共の用に供する施設とする。
その 他 の 被 害 額	農　产　被　害	農林水産業施設以外の農産被害をいい、例えばビニールハウス、農作物等の被害とする。
	林　产　被　害	農林水産業施設以外の林産被害をいい、例えば立木、苗木等の被害とする。
	畜　产　被　害	農林水産業施設以外の畜産被害をいい、例えば家畜、畜舎等の被害とする。
	水　产　被　害	農林水産業施設以外の水産被害をいい、例えばのり、魚貝、漁船等の被害とする。
	商　工　被　害	建物以外の商工被害で、例えば工業原材料、商品、生産機械器具とする。

第8節 県消防防災ヘリコプターの活動計画

(消防救急課)

県は、災害時等において、ヘリコプターの特性を十分活用でき、かつ、その必要性が認められる場合で、気象条件が運航可能な時、積極的にその活用を図る。また、災害発生時には速やかに被害の実情把握に努め、市町村等からの要請等を勘案し、県域の応急対策が効果的に実施できるように運航計画を調整する。

第1 災害時等の運航実施

県消防防災ヘリコプターの災害時等の運航は、「奈良県消防防災ヘリコプター運航管理要綱」及び「奈良県消防防災ヘリコプター緊急運航要領」に基づき、市町村長等（消防事務に関する一部事務組合管理者を含む。）の要請並びに総括管理者（県危機管理監）の指示等により、緊急運航の要件に該当する場合に実施する。

第2 緊急運航の要件

県消防防災ヘリコプターの緊急運航は、次に掲げる活動等で、地域並びに地域住民の生命、身体、財産等を災害から保護することを目的とするなど公共性を有し、緊急で差し迫った必要性が認められ、県消防防災ヘリコプター以外に適切な手段がない場合に実施する。

- 1 救急活動
- 2 救助活動
- 3 災害応急対策活動
- 4 火災防御活動
- 5 広域航空消防防災応援活動

第3 各関係機関の相互協力

緊急運航が必要な市町村長等は、「奈良県消防防災ヘリコプター支援協定」に基づき、県に消防防災ヘリコプターの派遣要請を行う。

第4 市町村等の受入体制

緊急運航を要請した市町村長等は、県防災航空隊と緊密な連絡を図るとともに、必要に応じ、次の受入体制を整える。

- 1 離着陸場所の確保及び安全対策
- 2 傷病者等の搬送先の離着陸場所及び病院等への搬送手配
- 3 空中消火用資機材、空中消火基地の確保
- 4 その他必要な事項

第9節 ヘリコプター等の派遣要請及び受入計画

(防災統括室)

救出救助活動、人員・物資の輸送活動、空中消火活動、上空偵察活動等のためにヘリコプターの派遣要請を必要とする場合は、迅速・的確に連絡を取り派遣を要請、受入の調整や準備を行う。

第1 県消防防災ヘリコプターの派遣要請

市町村等からの県消防防災ヘリコプターの派遣要請は、「第3章第7節 県消防防災ヘリコプターの活動計画」による。

第2 自衛隊へのヘリコプター派遣要請

自衛隊へのヘリコプター等の派遣の要請は、「第3章第13節 受援体制の整備」による。

陸上自衛隊第4施設団本部 第3科 防衛班
電話 0774-44-0001 内線233・235・236・239
(夜間は当直室 内線223)
防災行政無線 TN-571-11 (夜間は当直室TN-571-12)

第3 警察へのヘリコプター派遣要請

警察保有のヘリコプターの派遣要請については、次による。

奈良県警察本部警備第二課・地域課 内線5802 (県庁からは内線5527)
電話 0742-23-0110 内線3572 (県庁からは内線5517)

第4 海上保安庁へのヘリコプター派遣要請

海上保安庁へのヘリコプター等の派遣の要請は、「第3章第13節 受援体制の整備」による。

大阪海上保安監部警備救難課
電話 06-6571-0222

第5 近畿地方整備局へのヘリコプター要請

近畿地方整備局へのヘリコプター等の派遣要請は、「第3章第13節 受援体制の整備」による。

近畿地方整備局企画部防災課
電話 06-6942-1575
近畿地方整備局災害対策本部
電話 06-4790-2521

第6 市町村の受入準備

市町村はヘリコプター等の派遣等の事実を知り、またはその旨の連絡を受けたときは、緊急に次の措置を講ずる。

- 1 ヘリポートに紅白の吹流し又は国旗等を掲揚して、地上の風向を知らせる。
- 2 離着陸地点には ④ 記号を石灰、墨汁、絵具等を用いて表示する。
- 3 ヘリポート周辺への一般人の立入りを禁止し、事故防止に努める。
- 4 ヘリポートの発着に障害となる物体については、除去または物件所在地の表示をする。表示方法は、上空から良く判断できるよう白布又は赤布等を縛り付ける。
- 5 離着陸周辺の木片、小石等は吹き飛ばされるので、できるだけ取り除く。
- 6 離着陸の際には砂塵が発生するので、その防止対策として消防車等による散水を行う。

また、市町村及び災害活動用緊急ヘリポートの施設管理者はヘリポートの被災状況を調査し、県災害対策本部に報告する。

第7 離着陸不能の条件

ヘリコプターの飛行または離着陸不能の条件はおおむね次のとおりである。

- 1 雨天または霧等が発生し、視界が不良の場合
- 2 前線通過などのため突風や乱気流のある場合
- 3 日没後
- 4 着陸地の傾斜及び障害物が規定以上である場合

第8 輸送ルートの確保

道路通行規制時における、ヘリコプターによる救援物資の迅速な搬送を確保するため、県、市町村等が連携し、臨時ヘリポートの再確認を行う。

第10節 通信運用計画

(防災統括室、総務部、農林部、県土マネジメント部)

県は県と市町村、消防及び防災関係機関相互間の情報収集、伝達を確保するために県防災行政通信ネットワークを利用する。大規模災害時等の緊急時においては、国との情報連絡手段として非常災害時緊急連絡用無線（中央防災無線）や総務省消防庁、国土交通省及び各都道府県を結ぶ消防庁消防防災無線を利用する。また、大和路情報ハイウェイが切断された場合、県南部出先機関との情報連絡手段として衛星インターネットを利用する。

第1 通信手段

1 県防災行政通信ネットワーク

県防災行政通信ネットワークシステムは、県と市町村、消防本部、防災関係機関及び県出先機関（以下「市町村等」という。）相互を結ぶ無線通信網で一斉通信（FAX）、回線統制等の機能を有している。県から市町村等へ気象予警報、地震情報及び災害に関する情報を伝達するときは、一斉通信により行う。また市町村等から個別に電話、FAXを用い被害状況等の伝達を行う。

また、災害等が発生あるいは発生する恐れがある場合は、県は重要通話を確保するため、必要に応じ通信の統制を行う。

2 非常災害時緊急連絡用無線（中央防災無線）

非常災害時緊急連絡用無線は、大地震発生時等の緊急時に、内閣総理大臣官邸及び非常災害対策本部と奈良県庁との間を直接結ぶ地上系無線通信網（電話、FAX）で、迅速な情報交換や意志決定を図るために活用する。

3 消防庁消防防災無線、国土交通省水防道路用無線、警察無線

消防庁消防防災無線、国土交通省水防道路用無線及び警察無線を、災害時に国及び他府県との連絡手段に活用する。

4 電話設備

（1）災害時優先電話

災害時に通信の電話が著しく輻輳してかかりにくい場合、県及び市町村等はNTT西日本と協議して設置した災害時優先電話を発信専用として活用する。

（2）孤立防止用無線電話

NTT西日本が消防団詰所等に設置している孤立防止用無線電話は、一般加入電話の途絶等に際し活用する。

5 防災相互信用無線

災害の現地等において、人命の救助・救援等、災害対策のため他の無線局と相互に連絡が必要な場合には、平常時における無線局の通信の相手方の範囲を越えて、防災相互信用無線を活用する。

6 非常の場合の通信

災害等が発生し、又は発生するおそれがある場合、県は人命の救助、災害の救援、交通通信の確保又は秩序の維持ために必要な通信を非常通信経路により行う。

7 衛星インターネット

県は南部地域の有線通信が途絶した場合の通信手段として、衛星インターネットにより通信を行う。

8 衛星携帯電話等

災害時に市町村で孤立集落対策用の衛星携帯電話が不足する場合、県は国や通信事業者から衛星携帯電話等の貸与を受けて、適切に配備する。

第2 応急復旧

1 県防災行政通信ネットワークシステム施設

県は地上系回線設備と衛星系回線設備の両方が整備されている施設において、被災又は停電等で地上系回線が利用できない場合は、衛星系回線設備を利用する。また衛星系回線が整備されていない又は衛星系回線設備も被災した場合は、被災実態を早急に把握し、的確な臨機の措置を行うとともに障害の早期復旧に努め、県と市町村等相互間の無線通信回線の確保にあたる。

2 防災相互通信及び非常の場合の無線通信施設

防災相互通信及び非常の場合の無線通信施設管理者は、通信施設が地震によって損傷し、機能が低下し、又は停止した場合は、通信施設の点検整備、応急復旧に必要な要員の確保、非常用電源応急用資機材の確保等に留意し、有効適切な措置を行い早急な機能の回復を図るものとする。

第11節 広報計画

(防災統括室、総務部知事公室)

災害時に、県民の安全・安心の確保及び迅速かつ円滑な災害応急対策を実施するため、テレビ、ラジオ、新聞、広報車等のあらゆる広報媒体を利用して、被災者等への広報活動を行う。

第1 県の広報活動

県は、県全域を対象に、または状況により被災地を重点対象として広報活動を行う。

1 広報の内容

- (1) 災害発生状況（人的被害、住家被害等）
- (2) 気象予報・警報に関する情報
- (3) 二次災害に関する情報
- (4) 避難に関する情報
- (5) 公共交通機関の被害及び運行状況
- (6) 電気、水道、ガス等のライフライン施設の被害及び復旧状況
- (7) 主要道路の交通規制及び被害・復旧状況
- (8) 河川、橋梁等公共施設の被害・復旧状況
- (9) 医療救護所・医療機関等の開設状況
- (10) 給食、給水に関する情報
- (11) 生活必需品等の供給状況
- (12) 県民の心得等県民の安全・安心の確保及び社会秩序保持のための必要事項
- (13) その他必要と認められる情報

2 広報手段

- (1) テレビ及びラジオ等の電波媒体、新聞紙面及び広報誌等の印刷媒体や県ホームページなどインターネット、デジタルサイネージ（放映型電子案内板）等を通して情報を伝達する。また、ポータルサイト・サーバ運営業者に対し、インターネットを利用した避難情報等の提供の協力を求める。そのため、各業者との協定締結等を進め、連絡方法、具体的な情報の伝達方法など、あらかじめ具体的な手続等について定めておく。なお、災害発生時の県ホームページサーバのダウンに備え、他県にあるデータセンターのサーバを利用する。
- (2) 緊急に伝達する必要がある場合、ヘリコプター等により伝達する。
- (3) 緊急を要するもので特別の必要がある場合、「災害対策基本法に基づく放送要請に関する協定」に基づき日本放送協会奈良放送局及び奈良テレビ放送株式会社に対して放送の要請を行う。
- (4) 報道機関への情報発表

報道機関が、極めて広範囲にかつ迅速に伝達できるよう、災害対策本部は、災害、復旧に関する情報を迅速に報道機関に対して発表する。また、報道機関が独自に行う取材活動についても積極的に協力する。

(5) 災害時要援護者への広報の配慮

データ放送、外国語放送などの広報手段を活用し、高齢者、障害者、外国人等の災害時要援護者に配慮したわかりやすい情報伝達に努める。

第2 各機関の広報活動

1 市町村

市町村は「第1 県の広報活動、1 広報の内容」の広報を、被災地域及び被災者に対して直接的な広報活動を行う。

(1) 広報手段

- ① 広報車による呼びかけ、印刷物の配布・掲示
- ② 自治会等に対する緊急避難情報の伝達
- ③ 住民相談窓口の開設
- ④ 県を通じての報道依頼（必要に応じて報道機関へ直接依頼）
- ⑤ テレビ及びラジオ等の電波媒体、新聞紙面及び広報誌等の印刷媒体、インターネット等での情報の伝達

2 ライフライン関係機関（電気、ガス、上水道、下水道）

ライフライン関係機関は、主に被災地域の利用者に対する直接的な広報活動を行う。

(1) 広報の内容

- ① 被災により使用できない区域に関する情報
- ② 復旧状況及び復旧見込みに関する情報
- ③ 使用可能な場合の使用上の注意

(2) 広報手段

- ① 広報車による呼びかけ、印刷物の配布・掲示
- ② 利用者相談窓口の開設
- ③ 報道機関への報道依頼
- ④ テレビ及びラジオ等の電波媒体、新聞紙面及び広報誌等の印刷媒体、インターネット等での情報の伝達

3 公共交通機関

公共交通機関は、主に被災地域内外の利用者に対する直接的な広報活動を行う。

(1) 広報の内容

- ① 被災による不通区間の状況
- ② 復旧状況及び復旧見込みに関する情報
- ③ 臨時ダイヤに関する情報

(2) 広報手段

- ① 乗降場での印刷物の配布・掲示

- ② 場内、車内利用者相談窓口の開設
- ③ 報道機関への報道依頼
- ④ テレビ及びラジオ等の電波媒体、新聞紙面及び広報誌等の印刷媒体、インターネット等での情報の伝達

第3 記録写真の撮影、収集並びに記録動画等の作成

- (1) 広報・記録班は、写真班を現地に派遣して災害現地写真を撮影する。
関係機関は災害写真等を撮影したときは、速やかに広報・記録班に提供する。
- (2) 広報・記録班は、必要に応じて壁新聞、災害動画等の災害記録を作成する。

第4 災害情報センター

災害発生時には、県民からの多数の問い合わせを、正確かつ迅速に対応できるよう、総合相談班に災害情報センターを開設する。

第12節 支援体制の整備（県外で災害発生の場合）

（防災統括室、関係部局）

東日本大震災における対応の経験を踏まえて、県外被災地への人的支援、県外からの避難者の受入を実施する場合に、県としての対応、市町村や関係団体との連携した支援体制の整備について必要な項目を定める。

第1 被災地への人的支援

- 1 県は迅速に、被災地にリエゾンを派遣し、被害情報を収集するとともに、被災地のニーズを把握する。
- 2 市町村及び県は、災害時における応援協定、全国知事会、全国市長会及び町村会からの要請等に基づいて、被災地に迅速に職員を派遣する。
- 3 県は、NPOや企業、民間団体など各関係機関と連携してボランティアバスの運行等、県内ボランティアの被災地での活動を支援する。

第2 県内への避難者の受入対応

- 1 奈良県への避難者に対しては、市町村、社会福祉法人、NPO団体、ボランティア等と連携して、訪問調査や相談総合窓口（ワンストップサービス）の設置を行うなど、被災者のニーズにきめ細かく把握し、住居の確保や学校の手続など生活全般について「とことん親切に対応」する。
- 2 県は、県内に避難してきた被災者に関する情報を市町村と連携して把握し、被災自治体と被災者情報を共有する。

第3 物的支援

物的支援に関しては「第3章第28節 食料、生活必需品の供給計画」に基づき迅速に対応する。

第4 ボランティア等の活動体制

ボランティア等の活動については「第3章第32節 ボランティア活動支援計画」に基づく。

第5 奈良県災害支援対策本部の設置

上記支援に対応するため被災状況に応じて、知事が必要と認めた場合は奈良県災害支援対策本部を設置する。

奈良県災害支援対策本部の各部・各班の事務分掌は次表のとおりとする。

奈良県災害支援対策本部 事務分掌

部 (部長副部長担当職)	班 (班長担当職)	所掌事務
本部事務局 (危機管理監) (知事公室次長) (防災統括室長) (消防救急課長) (安全・安心まちづくり 推進課長)	調整班	1. 災害支援対策本部の運営に関すること 2. 災害支援対策本部会議の開催に関すること 3. 各部・班及び関係機関との連絡並びに統制に関すること 4. 本部事務局の庶務に関すること 5. 被災地への連絡員派遣に関すること 6. 被災自治体との連絡調整に関すること
	情報収集班	1. 災害情報の収集・整理に関すること 2. 本県の支援内容の収集・整理に関すること
	消防応援班	1. 緊急消防援助隊の派遣要請に関すること 2. 消防活動の調整に関すること 3. 消防防災ヘリコプターの活動に関すること
	救援物資班	1. 食料、救援物資の調達・供給に関すること 2. 食料、救援物資の陸上輸送に関すること

部 (部長副部長担当職)	班 (班長担当職)	所掌事務
知事公室 (知事公室長)	広報・記録班 (広報広聴課長)	1. 新聞、ラジオ、テレビ等の報道機関を通じて本県の支援について県内外へ広報活動を行うこと
	総合相談班 (広報広聴課長)	1. 災害に関する総合相談窓口の運用に関すること

部 (部長副部長担当職)	班 (班長担当職)	所掌事務
総務部 部長 (総務部長) 副部長 (総務部次長)	総務班 (総務課長)	1. 本部事務局各班への応援に関すること 2. 部内及び関係機関との連絡調整に関すること 3. その他部内の他の班に属しないこと
	人事給与班 (人事課長)	1. 職員の派遣要請に関すること
	財政班 (財政課長)	1. 災害支援に関する予算及び資金に関すること 2. 災害支援に関する議会との連絡に関すること
	職員厚生班 (総務厚生センター所長)	1. 派遣職員の健康管理に関すること。

※一つの班の事務について複数の課室が担当する場合、○がついている課室長が班を総括するものとする。
 ※※救援物資班は、災害対策本部体制時に部局横断型で設置される班であり、総務部、健康福祉部、産業・雇用振興部、農林部の救援物資又は輸送の担当課で構成し、産業・雇用振興部長が所管するものとする。

部 (部長副部長担当職)	班 (班長担当職)	所掌事務
地域振興部 部長 (地域振興部長) (観光局長) (南部東部振興監) 副部長 (地域振興部次長)	地域振興総務班 (企画管理室長)	1. 部内及び関係機関との連絡調整に関すること 2. その他部内の他の班に属しないこと
	市町村振興班 (市町村振興課長)	1. 県内市町村職員の派遣の調整に関すること
	国際協力班 (国際観光課長)	1. 災害時通訳・翻訳ボランティアの派遣に関すること

部 (部長副部長担当職)	班 (班長担当職)	所掌事務
健康福祉部 部長 (健康福祉部長) (こども・女性局長) 副部長 (健康福祉部次長)	避難者生活支援班 (地域福祉課長)	1. 本県への避難者の生活支援に関すること 2. 本県への避難者のニーズ把握に関すること
	救援物資班 (監査指導室長) (地域福祉課長補佐)	1. 食料、救援物資の調達・供給に関すること【監査指導室】 2. 食料、救援物資の陸上輸送に関すること【地域福祉課保護係】
	障害福祉班 (障害福祉課長)	1. 本県に避難されている障害者に対する支援に関すること
	長寿社会班 (長寿社会課長)	1. 本県に避難されている高齢者に対する支援に関すること
	○ こども家庭班 (子育て支援課長) (こども家庭課長)	1. 本県に避難されている乳幼児等に対する支援に関すること
	女性支援班 (女性支援課長)	1. 本県に避難されている女性からの相談等に関すること

※一つの班の事務について複数の課室が担当する場合、○がついている課室長が班を総括するものとす

部 (部長副部長担当職)	班 (班長担当職)	所掌事務
医療政策部 部長 (医療政策部長) 副 部 長 (医療政策部次長)	医療総務班 ○ (企画管理室長) (地域医療連携課 (医師・看護師確保 対策室長) (医療管理課長) (新奈良病院建設室長) (県立病院法人化準備室長)	1. 医療救護活動に関する事 2. 重傷患者の入院措置計画に関する事 3. 医療救護班等の編成及び運用計画に関する事 4. 医療救護班等の連絡調整に関する事 5. DMATの派遣に関する事
	防疫班 (保健予防課長)	1. 本県への避難者のメンタルヘルス対策に関する事

※一つの班の事務について複数の課室が担当する場合、○がついている課室長が班を総括するものとする。

部 (部長副部長担当職)	班 (班長担当職)	所掌事務
くらし創造部 部長 (くらし創造部長) 副 部 長 (くらし創造部次長) (景観・環境局長)	協働推進班 (協働推進課長)	1. ボランティアの派遣に関する事 2. ボランティアバスの運行に関する事
	廃棄物対策班 (廃棄物対策課長)	1. 廃棄物処理の支援に関する事 2. 清掃及びし尿処理の支援に関する事
	消費・生活安全班 (消費・生活安全課長)	1. 遺体の火葬支援に関する事 2. 避難者(特に災害時要援護者)が生活する旅館・ホテルの確保に関する事

部 (部長副部長担当職)	班 (班長担当職)	所掌事務
産業・雇用振興部 部長 (産業・雇用振興部長) 副部長 (産業・雇用振興部次長)	救援物資班 ○ (企画管理室長) (地域産業課長) (産業政策課長) (企業立地推進課長) (雇用労政課長)	1. 食料、救援物資の調達・供給に関する事 2. 輸送協力団体との連絡に関する事

※一つの班の事務について複数の課室が担当する場合、○がついている課室長が班を総括するものとする。

※※救援物資班は、災害対策本部体制時に部局横断型で設置される班であり、総務部、健康福祉部、産業・雇用振興部、農林部の救援物資又は輸送の担当課で構成し、産業・雇用振興部長が所管するものと

部 (部長副部長担当職)	班 (班長担当職)	所掌事務
農林部 部長 (農林部長) 副部長 (農林部次長)	救援物資班 (マーケティング課長)	1. 食料、救援物資の調達・供給に関すること 2. 食料、救援物資の陸上輸送に関すること

※救援物資班は、災害対策本部体制時に部局横断型で設置される班であり、総務部、健康福祉部、産業・雇用振興部、農林部の救援物資又は輸送の担当課で構成し、産業・雇用振興部長が所管するものとする。

部 (部長副部長担当職)	班 (班長担当職)	所掌事務
県土マネジメント部 部長 (県土マネジメント部長) (まちづくり推進局長)	下水道班 (下水道課長)	1. 下水道施設の応急復旧支援に関すること
	建築班 ○ (建築課長)※1 (営繕課長)(住宅課長)	1. 建築物・宅地の被災状況の把握、安全確認及び応急修理の支援に関すること
	住宅班 (住宅課長)※2	1. 本県への避難者への公営住宅の提供に関すること 2. 本県への避難者への民間賃貸住宅紹介に係る関係団体等との連絡調整に関すること 3. 住宅相談窓口の設置に関すること

※1 複数の課で構成される班…○印の課を班長とする。

※2 住宅班の業務が増加し、他課の応援が必要になる場合には、適宜、建築課、営繕課が支援する。

部 (部長副部長担当職)	班 (班長担当職)	所掌事務
水道部 部長 (水道局長) 副部長 (水道局理事) (水道局次長)	水道支援班 (水道局総務課長) (水道局業務課長)	1. 県営水道施設の被害の状況調査及び応急復旧に関すること 2. 災害時における応急給水の確保に関すること

部 (部長副部長担当職)	班 (班長担当職)	所掌事務
教育部 部長 (教育長) 副部長 (理事) (教育次長)	学校支援班 (学校支援課長)	1. 学校施設への被災者の避難収容に係る施設管理者としての対応に関すること

※一つの班の事務について複数の課室が担当する場合、○がついている課室長が班を総括するものとする。

部 (部長副部長担当職)	班 (班長担当職)	所掌事務
警察部 部長 (警察本部長) 副部長 (警務部長) (警備部長)	総括班 (警備警護・危機管理対策参事官) (付・警備第二課長)	1. 警察業務に関すること

第13節 受援体制の整備（県内で災害発生の場合）

（防災統括室、消防救急課、関係機関）

県内において地震が発生し、県および被災市町村では応急対応または、応援措置等の実施が困難な場合に、他の市町村、都道府県及び防災関係機関からの支援を迅速かつ円滑に受けることができるよう整備する。

第1 県と市町村の相互協力

県内で災害が発生した直後、被災市町村では十分な応急対策を実施することができない場合において、市町村相互の応援が迅速かつ円滑に実施されるよう、県内全ての市町村が相互に協力し県が市町村間の相互応援に必要な調整を行うことを内容とする「市町村相互応援協定」を整備し、災害発生時、相互応援を実施する。

第2 警察活動に関する応援要請

県警察は、大規模な災害が発生した場合又は大規模な被害が十分に予想される場合は、警察庁及び近畿管区警察局の指示、調整に基づき、警察災害派遣隊の派遣など広域的な応援のための措置をとる。

（「第3章第26節 災害警備、交通規制計画」参照）

第3 近畿地方整備局への災害派遣要請計画

「災害時の応援に関する申合せ（平成17年6月14日）」に基づき、災害が発生した場合は、必要に応じ、災害時の応援を行う。

1 災害派遣の適応範囲

近畿地方整備局は次の場合、災害対策用機材等及び人員（リエゾン（情報連絡員）、TEC-FORCE（緊急災害対策派遣隊）含む）を派遣する。

- (1) 公共施設等に災害が発生し又はその恐れがあり、奈良県により要請があつた場合。
- (2) 災害が発生した場合、その事象に照らし特に緊急を要し、(1)の要請を待つ暇がないと認められる場合。

2 災害派遣に関する活動内容

- (1) 被害状況の収集・伝達
- (2) 災害応急復旧
- (3) 二次災害の防止
- (4) その他必要と認められる事項

3 災害派遣要請手続き

近畿地方整備局企画部へ口頭または電話等により応援要請を行い、事後速やかに文書を提出する。

第4 自衛隊への災害派遣要請計画

天災地変その他の災害に際し、県民の人命または財産の保護のため自衛隊法（昭和29年法律第165号）第83条の規定に基づく自衛隊の部隊等の派遣は次の事項に基づき実施する。

1 災害派遣の適用範囲

自衛隊は、次の場合、救援のため部隊等を派遣する。

- (1) 人命または財産の保護のため知事等災害派遣要請権者からの要請があった場合
- (2) 被害がまさに発生しようとしているとき、知事等からの要請があった場合
- (3) その事態に照らし特に緊急を要し、知事等災害派遣要請権者からの要請を待つ暇がないと認められる場合
（「本節第5の4の(3) 知事の要請を待つ暇がない場合の自衛隊の自主派遣」参照）
- (4) 自衛隊の庁舎、営舎その他の施設又はその近傍に災害が発生し、自衛隊の自主的判断に基づき出動する場合

2 災害派遣に関する部隊等の活動

自衛隊の活動は、災害の状況、他機関等の活動状況、部隊等の人員、装備等により異なるが、人命救助を優先して次の活動を行う。

(1) 災害発生前の活動

偵察及び連絡（班）等の派遣

① 偵察（班）

第4施設団長は平時より災害派遣のための基礎的情報を収集するとともに、特に災害発生が予想される場合には、直前の情報収集を重視し、災害発生予想地域に対し偵察班を派遣して現地の状況を偵察させ、又は防災関係機関等との協力を密にし有効な情報の収集活動を実施する。

② 連絡（班）

知事の要請、又は第4施設団長の判断に基づき県に連絡班を派遣し、情報の収集及び部隊派遣等の連絡調整を行う。状況によりさらに幕僚を増派する場合もある。

(2) 出動準備態勢への移行

第4施設団長は災害発生が予想される場合は部隊本部に指揮所を開設し、情報収集等を強化するとともに、部隊の編成、器材等の準備及び管理支援態勢等、初動態勢を整える。

(3) 災害発生後の活動

① 被害状況の把握

車両、航空機等の手段によって情報収集活動を行い、被害の状況を把握する。

② 避難の援助、避難命令等が発令され、避難、立退き等が行われる場合で必要があるときは、避難者の誘導、輸送等を行い避難を援助する。

③ 遭難者等の捜索救助

行方不明者、負傷者等が発生した場合は、通常他の救援活動に優先して捜索活動を行う。

④ 水防活動

堤防、護岸等の決壊に対しては、土のうの作成、運搬、積み込み等の水防活動を行う。

⑤ 消防活動

火災に対しては、利用可能な消防車その他の防火用具（空中消火が必要な場合は航空機）をもって、消防機関に協力して消火に当たる。

⑥ 道路または水路の啓開

道路若しくは水路が破損し又は障害がある場合、それらの啓開又は除去に当たる。

⑦ 応急医療、救護及び防疫

被災者に対し、応急医療、救護及び防疫を行う。（薬剤等は、通常関係機関の提供するものを使用する。）

⑧ 人員及び物資の緊急輸送

緊急患者、医師その他救助活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送を実施する。この場合において航空機による輸送は、特に緊急を要すると認められるものについて行う。

⑨ 炊飯および給水

被災者に対し、炊飯、給水、入浴及び宿泊等の支援を実施する。

⑩ 救援物資の無償貸付

「防衛省所管に属する物品の無償貸付及び譲与等に又は譲与に関する省令」（昭和33年総理府令第1号）に基づき、被災者に対し救援物資を無償貸与又は譲与する。

⑪ 危険物の保安及び除去

能力上可能なものについて火薬類、爆発物及び有毒ガス等危険物の保安措置及び除去を実施する。

⑫ その他臨機の措置等

主として自衛隊車両の交通が輻輳する地点において、自衛隊車両を対象として交通規制の支援を行う。その他、自衛隊の能力で対処可能なものについては、臨機に所要の措置をとる。

3 情報の交換

県および自衛隊は災害が発生し、または発生するおそれがある場合はおのおの各種情報を把握し、相互に情報の交換を行う。

4 災害派遣要請手続

(1) 自衛隊の災害派遣の要請は、知事が行う。

なお、市町村長は、当該市町村の地域に係る災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、応急措置を実施する必要があると認められるときは、知事に対して部隊等の派遣を要請するよう求めることができる。

また、市町村長は知事に対して部隊等の派遣の要請を要求できない場合は、その旨及び当該市町村長の地域に係る災害の状況を直接自衛隊に対し通知することができる。

なお、市町村長はこの通知をしたときは、できる限り早急にその旨を知事に通知しなければならない。

(2) 要請文書等

派遣の要請は原則として文書（災害派遣要請書）によるが、緊急を要し文書をもってしては時機を失する場合等は、口頭又は電話によるものとし、事後すみやかに文書を作成し、正式に要請する。

(3) 知事の要請を待つ暇がない場合の自衛隊の自主派遣

- ① 各自衛隊指定部隊の長は、災害の発生が突発的で、その救援が特に急を要し、知事の要請を待つ暇がないときは、要請を待つことなく次の基準により部隊等を派遣する。
 - (ア) 防災関係機関に対して当該災害に係る情報を提供するため、自衛隊が情報収集を行う必要があると認められるとき。
 - (イ) 知事が自衛隊の災害派遣に係る要請を行うことができないと認められる場合に、直ちに救援の措置をとる必要があると認められるとき。
 - (ウ) 自衛隊が実施すべき救援活動が明確な場合に、当該救援活動が人命救助に関するものであると認められるとき。
 - (エ) その他、災害に際し、上記に準じ、特に緊急を要し、知事からの要請を待つ暇がないと認められるとき。
- ② 指定部隊等の長は、知事の要請を待たずに部隊等の災害派遣を行った場合においても、できる限り早急に知事に連絡し、密接な連絡調整のもとに救援活動を実施する。
- ③ 前項により連絡を受けた知事は、直ちにその旨を当該部隊の活動する地域の市町村長その他関係機関に連絡する。
- ④ 知事の要請を待たずに部隊等を派遣した後に、知事が派遣要請をした場合は、その時点から知事の派遣要請に基づく救援活動を実施する。

5 派遣部隊等の受入態勢

自衛隊の災害派遣が決定した場合は部隊等の効果的な活動を図るために、次により受入態勢を整える。

- (1) 知事は関係機関と協議し、次の事項について計画を立てる。
 - ① 部隊担任の作業計画
 - ② 所要資機材の確保
 - ③ 部隊との連絡責任者、連絡場所及び方法等
 - ④ 宿泊施設の場所及び収容能力、付帯設備等
- (2) 県防災統括室は派遣部隊の誘導、市町村及びその他関係機関等との連絡等のため県職員を指名し、派遣部隊に同行させる。
県連絡員は作業の状況等について県災害対策本部に報告する。
- (3) 経費の負担区分
災害派遣部隊の活動に要する次の経費については、原則として市町村が負担するものとし、市町村において負担するのが適当でないものについては県が負担する。
 - ① 災害派遣部隊の宿泊施設等の借上料、損料、光熱水費、電話料及び付帯設備料

② ①に規定するもののほか必要経費で協議の整ったもの。

6 市町村地域防災計画で定める事項

- (1) 派遣要請の要求方法
- (2) 災害派遣部隊の受入態勢
 - ① 受入準備の計画樹立
 - (ア) 作業計画
 - (イ) 連絡責任者の氏名
 - (ウ) 宿泊施設等の準備
 - ② 派遣部隊到着時の措置
 - (ア) 派遣部隊と作業計画等の協議
 - (イ) 県知事への報告

7 災害派遣部隊の撤収要請

知事は撤収要請を行う場合は、各防災関係機関の長および災害派遣部隊の長ならびに自衛隊連絡班と緊急に調整し、文書をもって撤収の要請を行う。

第5 海上保安庁への災害派遣要請計画

1 災害派遣の適用範囲

海上保安庁は「災害時の応援に関する申合せ（平成22年7月23日）」に基づき、次の場合救援のため航空機等を派遣する。

- (1) 天災地変その他救済を必要とする場合であって、知事から要請があったとき
- (2) 災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合であって、知事から要請があつたとき

2 災害派遣に関する活動内容

- (1) 航空機等による被害状況調査
- (2) 航空機等による被災者の捜索救助
- (3) 航空機等による被災者等の搬送及び救援物資等の輸送
- (4) その他県又は市町村が行う災害応急対策への支援

3 情報の交換

県および海上保安庁は災害が発生し、または発生するおそれがある場合はおのおの各種情報を把握し、相互に情報の交換を行う。

4 災害派遣要請手続

派遣要請手続きおよび要請内容は、自衛隊派遣要請の場合に準じて行う。

第6 日本赤十字社飛行隊への派遣要請計画

日赤飛行隊の派遣要請については、次に定めるところによる。

- 1 災害の発生時に救護班・医療品の緊急輸送、災害の状況視察及び人命救助等のために飛行機の派遣を必要とするときは、知事が要請を行う。
- 2 緊急時の派遣要請は、総務情報班から日本赤十字社奈良県支部あてに行う。
- 3 派遣要請手続きおよび要請内容は、自衛隊の派遣要請の場合に準じて行う。

第7 緊急消防援助隊の応援要請計画

知事は、市町村長から応援要請を求められたとき又は県内の消防力をもってしても対処できないと認めたときは、直ちに消防組織法第44条に基づき、消防庁長官に対して緊急消防援助隊の出動要請を行う。

1 応援要請

(1) 知事への応援要請

被災地の市町村長は、被害の状況、当該市町村の消防力及び県内の消防応援だけでは、十分な対応がとれないと判断したときは、速やかに知事に対して緊急消防援助隊の出動の要請を行う。この場合において、知事との連絡がとれない場合には、直接、消防庁長官に対して要請を行う。

(2) 消防庁長官への応援要請

知事は、被災地の市町村長から緊急消防援助隊の出動要請を受け、災害の状況、県内の消防力に照らして緊急消防隊の応援が必要と判断したときは速やかに消防庁長官に対して緊急消防援助隊の出動の要請を行う。

知事は、災害の規模等を照らし緊急を要する場合は、被災地の市町村長からの要請を待たずに消防庁長官に対して要請を行う。

(3) 代表消防機関及び被災地の市町村長への連絡

知事は、消防庁長官に対して出動要請を行ったとき及び消防庁長官から応援決定の連絡を受けたときは、その旨を代表消防機関及び被災地の市町村長に連絡する。

2 緊急消防援助隊調整本部の設置

緊急消防援助隊の応援決定がされたときは、緊急消防援助隊が迅速かつ的確な活動ができるよう奈良県緊急消防援助隊調整本部を設置する。

ただし、被災地が一つの市町村であって市町村に設置することが望ましい場合は、市町村に設置する場合もある。

3 緊急消防援助隊の活動内容

緊急消防援助隊の活動内容は次のとおりである。

- (1) 消火活動
- (2) 要救助者の検索、救助活動
- (3) 救急活動
- (4) 航空機を用いた消防活動
- (5) 消防艇を用いた消防活動
- (6) 特殊な災害（毒劇物等）に対する消防活動
- (7) 特殊な装備を用いた消防活動

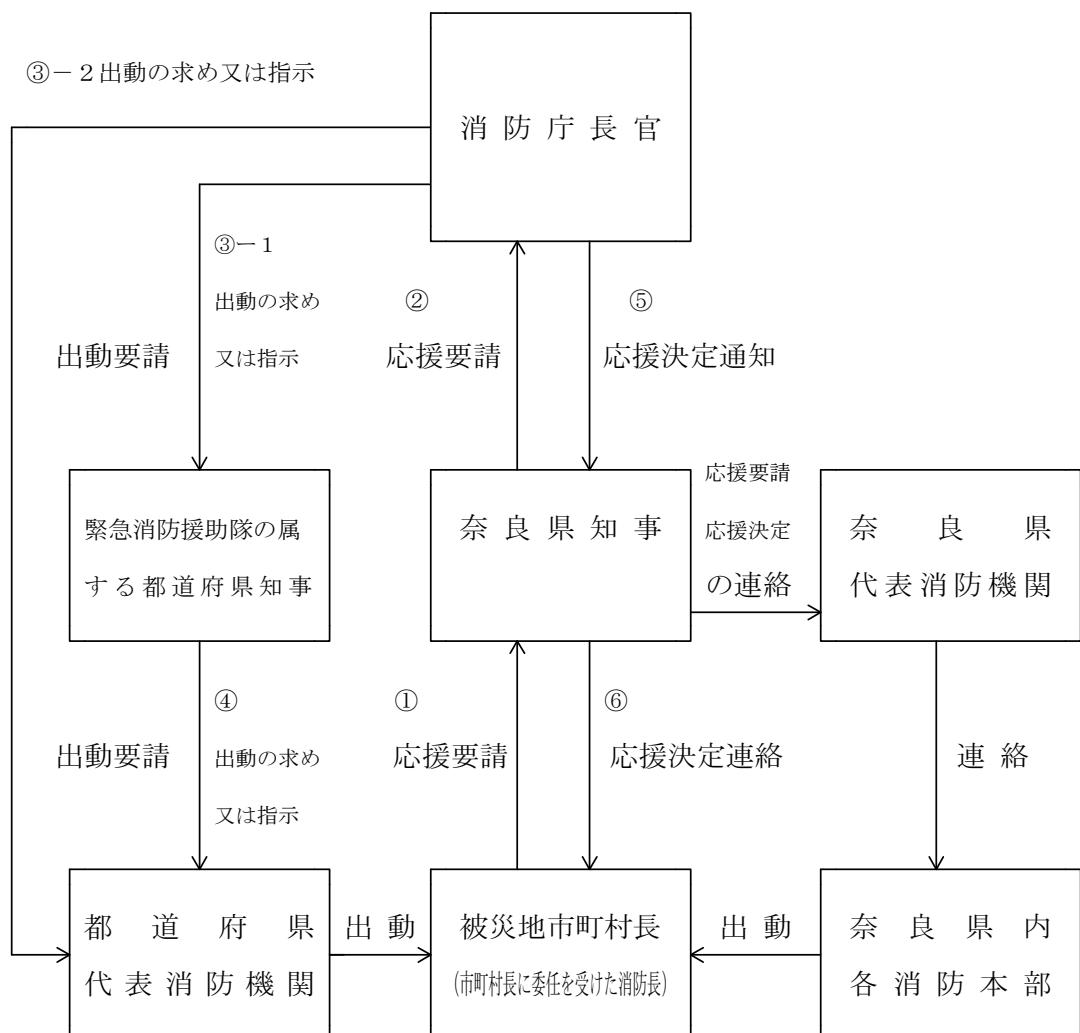
4 応援出動都道府県隊

本県への応援出動都道府県隊は次のとおりである。

- (1) 第一次出動体制（第一次出動都道府県隊）
 - 三重・京都・和歌山・大阪
- (2) 第二次出動体制（出動準備都道府県隊）
 - 富山・石川・福井・岐阜・静岡・愛知・滋賀・兵庫・鳥取・岡山・徳島・香川

- (3) 航空部隊の第一次出動体制（第一次出動航空部隊）
三重県・京都市・大阪市・和歌山県
- (4) 航空部隊の第二次出動体制（出動準備航空部隊）
富山県・石川県・福井県・岐阜県・静岡県・愛知県・名古屋市・滋賀県・兵庫県・
神戸市・鳥取県・岡山市・徳島県・香川県

緊急消防援助隊応援要請の流れ



奈良県消防広域相互
応援協定に基づく出動

【消防組織法根拠法例】

- | | | | |
|----------|----------|-----------|--------|
| ①②・・・・・ | 44条第1項 | ③-2 求め・・・ | 44条第4項 |
| ③-1 求め・・ | 44条第1、2項 | 指示・・・ | 44条第5項 |
| 指示・・ | 44条第5項 | ④ 求め・・・ | 44条第3項 |
| | | 指示・・・ | 44条第6項 |

第8 広域航空消防応援要請計画

大規模な地震災害時に、広域航空消防による応援を求める計画は次による。

1 対象とする災害

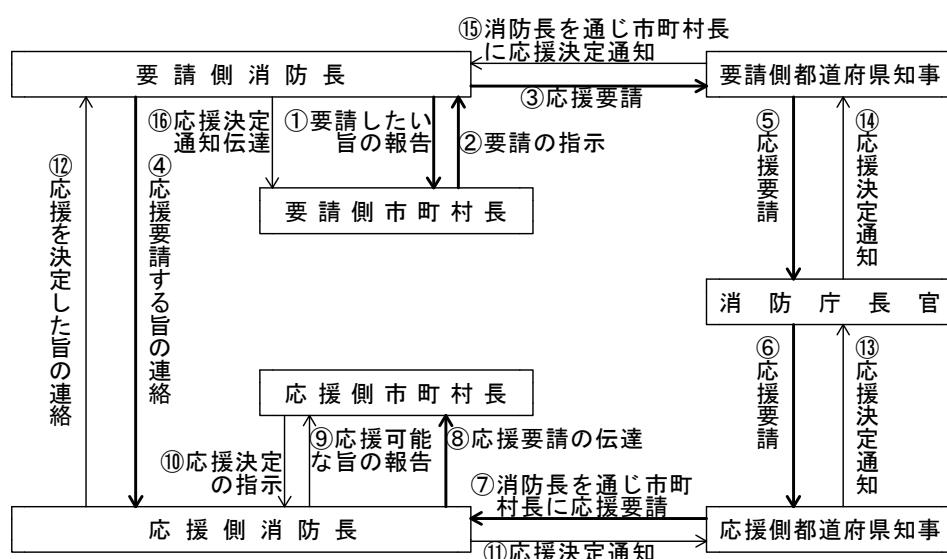
広域航空消防応援の対象とする大規模特殊災害は、次の各号に掲げる災害でヘリコプターを使用することが防災上極めて有効と考えられるものとする。

- (1) 大規模な地震等の自然災害
- (2) 陸上からの接近が著しく困難な地域での、大火災、大災害、大事故等
- (3) 高層建物の火災
- (4) 航空機事故、列車事故等集団救助救急事故
- (5) その他上記各号に掲げる災害に準ずる災害

2 要請の方法等

応援要請及び決定ルートは次のとおりとする。この場合、要請は原則として、電話、無線、FAX等により行い、後日、正式文書を送付する。

広域航空消防の応援要請及び決定通知ルート



3 応援の受入体制

市町村はあらかじめ、広域航空消防応援を受けて消防活動を行う場合の事前計画を作成する。

県は、市町村の受入体制を補完するため、空中消火剤を備蓄する。

4 費用の負担

応援に直接要するヘリの燃料費、隊員の出動手当等は、原則として要請市町村が負担するものとする。

第9 他府県等への応援要求計画

法第74条の規定に基づき、他府県の知事に対し応援を求めるときの計画は次による。

1 応援要求は、次に掲げる場合において知事が行う。

- (1) 災害発生箇所が他府県に隣接し、応援を受けて緊急に応援措置を実施することにより、被害を最小限に止めることができると判断されるとき。
- (2) 県内に大規模な災害が発生し、応援をもとめなければ被災者の救助に著しい支障をきたす恐れがあるとき。

2 連絡の方法等

応援要求は原則として文書（自衛隊派遣要請書に準ずる）によるが緊急を要する場合にあっては電話その他の方法により行う。

3 費用の負担

知事が応援の要求を行ったときは、原則として県において負担するものとするが、実情に応じて、災害発生箇所の市町村、県及び応援を行った府県と協議の上、負担割合を定める。

第10 近畿圏危機発生時の相互応援に関するに基本協定

1 応援要請

「近畿圏危機発生時の相互応援に関するに基本協定」に基づき、府県は、必要とする応援の内容について、関西広域連合に対し、応援要請を行う。

2 緊急派遣

府県の区域において震度6弱以上の地震が観測された場合、又は府県間の通信途絶等の緊急事態が生じた場合で、甚大な被害が推測されるときは、府県及び関西広域連合は、相互に調整の上、当該府県に職員を派遣し、情報収集活動を行う。

情報収集等の結果、特に緊急を要し、当該府県の要請を待つ暇がない場合は、府県は、要請を待たずに緊急派遣を行うことができる。

3 物資等の携行

応援府県及び関西広域連合は、職員等を派遣する場合には、職員等が消費又は使用する物資等は携行する。

4 定期的な合同訓練の実施

協定に基づく応援が円滑に行われるよう、合同して応急対策に関する訓練を実施する。
(「第2章第7節 防災訓練計画」参照)

5 その他

応援の種類、応援経費の負担、資料の交換等の基本的な事項については別に定める。

第11 全国都道府県における災害時の広域応援に関する協定

県は、「近畿圏危機発生時等の相互応援に関する基本協定」における応援活動をもつても十分な応急対策が実施できない場合は、「全国都道府県における災害時の広域応援に関する協定」に基づく応援の要請を行う。

1 応援要請

県は近畿ブロック知事会の中から、あらかじめ定めている幹事県等に対し、被害状況

等を連絡するとともに、必要とする広域応援に関する事項を明らかにして要請するものとし、幹事県等は、本県の被害状況及び広域応援の要請内容等を全国知事会に連絡する。

2 全国知事会による応援調整等

全国知事会は、幹事県等から本県の被害状況及び広域応援の要請内容の連絡を受け、各ブロックとの調整を行った上で、本県に対する広域応援計画を作成し、各ブロックの幹事県及び本県に応援要請の内容を連絡する。

その後、広域応援計画に基づき各都道府県の応援が実施されることとなる。

3 広域応援の内容

広域応援の内容は、被災地における救援・救護及び災害応急・復旧対策並びに復興対策に係る人的・物的支援、施設若しくは業務の提供又はそれらの斡旋である。

(資料編「全国都道府県における災害時の広域応援に関する協定」参照)

第12 紀伊半島三県災害等相互応援に関する協定

1 趣旨

紀伊半島地域において災害が発生した場合で、大災害とまでは至らないが、三重県、和歌山県、奈良県の三県が相互に協力した方が、より迅速・的確に災害応急対策活動が実施できる場合に、他の県が応援する。なお、近畿圏危機発生時等の相互応援に関する基本協定による応援活動が実施された場合は、これによる。

2 相互連絡体制等の整備

三県は、あらかじめ相互応援に関する連絡担当部局を定めるとともに、通信手段の多ルート化を図るなど、相互の迅速かつ円滑な情報伝達及び連絡系統の確立に努め、災害等が発生したときは、速やかに必要な情報を相互に通知する。

三県は災害等相互応援体制をより堅固なものとするため県境を越えた市町村間の協力体制の構築促進に努める。

3 応援の種類

- (1) 食料、飲料水及び生活必需物資の提供及び斡旋
- (2) 被災者の救出・救護・防疫等災害応急活動に必要な資機材物資の提供及び斡旋
- (3) 施設等の応急復旧に必要な資機材及び物資の提供及び斡旋
- (4) 情報収集及び災害応急活動に必要な職員の派遣
- (5) 避難者及び傷病者の搬送及び受入れ
- (6) ヘリコプターの活用による応援
 - ① (1) から (5) までに掲げる応援
 - ② 林野火災空中消火
 - ③ 救急患者等の搬送
 - ④ 遭難者等の捜索及び救助
 - ⑤ その他ヘリコプターの活用による応援が有効と認められる事項
- (7) その他特に要請のあった事項

4 応援の自主出動

災害が発生し、被災県との連絡が取れない場合で、応援を行おうとする県が必要と認めたときは、調査隊を派遣し被災地の情報収集を行うとともに、当該情報に基づき必要

な応援を行う。

第13 滋賀県・奈良県航空消防防災相互応援協定

1 趣旨

滋賀県及び奈良県において、回転翼航空機（以下「ヘリ」という。）を使用した消防防災業務に関する相互応援について必要な事項を定める。

2 応援要請

この協定に基づく応援要請は、次の各号に定める場合で、大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱（昭和61年5月30日付け消防救第61号消防庁次長通知）の対象となる大規模特殊災害を除くヘリの出動事案が発生した場合に行うものとする。

- (1) 保有するヘリが点検、整備のため出動できない場合
- (2) 保有するヘリのみでは、出動事案に応えられない場合
- (3) 保有するヘリが出動体制を整えるまでに相当の時間を要する場合
- (4) その他ヘリによる応援活動が有効な場合

3 経費の負担

- (1) 応援に要する派遣職員の給与、旅費、航空機の燃料（応援先において給油する場合を除く。）及び消耗品等の通常経費は、応援側の負担とする。
- (2) 応援中に発生した事故の処理に要する経費は、要請側の負担とする。
- (3) 前項に定める要請側の負担額は、応援側の加入する航空保険により支払われる金額を控除した金額とする。
- (4) 前各項に定めるもの以外に要した経費の負担については、その都度協議し定めるものとする。

第14節 公共土木施設の初動応急対策

(県土マネジメント部)

大規模災害により道路、橋梁、あるいは河川管理施設等の公共土木施設が被害損傷を受けた場合には、二次災害の防止に配慮しつつ、早急に施設の機能回復のため応急復旧の措置を講ずる必要がある。そのため、これらの施設については、それぞれ応急体制を整備し、相互に連携を図りつつ迅速な対応を図るものとし、震災初動マニュアルに基づき初動対応を実施する。

第1 被災直後の初期段階での対応

1 国・市町村等との連携

県は、地元からの被害情報が集中する市町村から被害情報が集中する市町村からの情報を収集し、被害状況の把握に努め、国、市町村等との情報の共有化を図るものとする。さらに、災害協定を締結する各種機関、団体等の協力も得て以下の（1）～（4）等についての内容について実施する。

- （1）現地の被害情報の収集
- （2）緊急対応に必要な資機材の提供
- （3）河道の閉塞物の除去や道路交通確保のための障害物除去
- （4）被害箇所状況調査

また、近畿地方整備局が実施する TEC-FORCE（緊急災害対策派遣隊）及びリエゾン（情報連絡員）による迅速な技術支援等の活動や、土砂災害防止法に基づく緊急調査（河道閉塞）との連携を図る。

2 県による情報収集と応急対策の検討

- （1）道路、河川等の被害及び土砂災害の状況をパトロールにより把握を行う。さらに、被害状況把握の迅速化を図るためヘリコプターなどを活用する。
- （2）一般通行者等からの情報の収集においては、安心みちしるべ（距離標）などによる位置の特定を行う。
- （3）被災箇所に対して、状況に応じた監視員の配置や各種センサーの設置などにより監視体制を確立し、リアルタイムな現場情報を収集する。
- （4）被害状況調査等の結果を踏まえ、応急対策の検討及び資機材を確保する。
- （5）地すべりによる重大な土砂災害の緊迫した危険が認められる状況においては、土砂災害防止法に基づく緊急調査（地すべり）を実施する。

第2 県による県民や市町村等への情報提供

- 1 標識看板及び道路情報等により速やかに情報提供を行い、通行者に対して適切に迂回路への誘導を行う。
- 2 報道機関への広報とともに詳細な道路規制・水防等に関する情報を県のホームページへの掲載や、メール配信システムの活用により、広く県民への周知を行う。

- 3 市町村との連携を図り、村内（有線）放送等により地域住民への周知を行う。
- 4 地すべりによる重大な土砂災害の緊迫した危険が認められる状況においては、土砂災害防止法に基づく緊急調査の結果を土砂災害緊急情報として市町村等へ提供する。

第15節 建築物の応急対策計画

(まちづくり推進局)

大地震により被災した建築物を調査し、その後に発生する余震などによる倒壊の危険性や外壁・窓ガラスの落下、付属設備の転倒などの危険性を判定することにより、人命にかかる二次的災害を防止する。

第1 被災建築物の応急危険度判定

1 公共建築物

庁舎・避難施設等の防災上重要な建築物は、所轄する県又は市町村職員である被災建築物応急危険度判定士等により、速やかに応急危険度判定を行い、その結果、崩壊等の危険性が高い場合は、立ち入り禁止等の措置を執るよう施設管理者に勧告する。

2 民間建築物

県及び市町村は、大規模地震で被災した建築物の倒壊、部材の落下等による人命への二次災害防止対策を講ずるとともに、二次災害への心構えについて住民の啓発に努める。

(1) 県

県は、被災建築物応急危険度判定支援本部を設置し、市町村の実施本部からの派遣要請に基づき、事前に登録された被災建築物応急危険度判定士に対して出動を要請する。

被災建築物が膨大な数になり、判定士数がさらに不足する場合は、「近畿圏危機発生時の相互応援に関する基本協定」に基づき、応援主管府県等（応援主管府県：大阪府、応援副主管府県：京都府）へ被災建築物の応急危険度判定の支援を要請する。

(2) 市町村

市町村は、被害の状況に応じて被災建築物応急危険度判定実施本部を設置し、判定実施区域、優先順位、判定実施期間、判定対象となる建築物、判定に必要な判定士及びコーディネーターの人数、必要な資機材の充足状況等の計画を作成の上、被災建築物の応急危険度判定を実施する。実施にあたって必要に応じ、県に被災建築物応急危険度判定士の派遣を要請する。市町村は応急危険度判定士の協力を得て、判定ステッカーの貼付等により建築物の所有者等にその危険度を周知し、崩壊等の危険性が高い場合は、立ち入り禁止等の措置を執るよう勧告する。また、判定結果に対する相談等に対応するための相談窓口を設置する。

第16節 公園、緑地の応急対策計画

(まちづくり推進局)

震災等の災害時に公園、緑地は一次的な避難場所として、また地域の活動拠点として活用されることから、速やかに応急対策を実施する。

第1 公園、緑地

1 応急措置

公園管理者は、公園施設の被災状況を把握するため、公園内及び周辺の巡回を行い情報収集に努める。

公園・緑地は、震災時の避難場所・避難路として使用を可能とするため、広場、建物等の被害箇所の応急措置の実施及び避難場所へ至る避難路（園路等）の確保に努める。

2 応急対策

（1）公園、緑地

公園管理者は、公園施設の被害状況及び復旧資機材を考慮して、速やかに応急対策を実施する。

特に、避難場所となる広場、建物等へ至る主要経路については、優先的に復旧作業を行い公園機能の回復に努める。

（2）占用施設

上下水道、電気、ガス、電話等公園占用施設の被害が発生した場合は、当該施設管理者は、公園管理者に通報する。また、緊急時に当該施設の管理者は、現場付近へ立入禁止、避難の誘導、周知等公園利用者の安全確保のための措置をとり、事後速やかに公園管理者に連絡するとともに応急対策を実施する。また、公園管理者は必要に応じて協力、支援等を行う。

第17節 道路等の災害応急対策計画

(農林部、県土マネジメント部)

道路は、震災発生時において消火・救急救助活動及び緊急物資輸送等を支える重要な施設であり、一刻も早い機能回復が求められる。このため速やかに情報収集を行い、路上の障害物の除去や簡易な作業による早期の道路啓開に努める。また、災害の拡大防止や二次災害の防止、交通路の安全確保のための応急対策を実施する。道路機能に関する情報は、速やかに報道機関等を通じて県民へ広報する。

第1 被害状況の把握と情報発信

1 被害状況の迅速・的確な把握

道路管理者は、大規模な震災が発生した場合には、「震災初動体制マニュアル」に基づき緊急点検を実施し、被災状況等を把握するとともに、負傷者等の発生があった場合は、速やかに関係機関に通報するなど所要の措置を講ずる。

被害状況の迅速・的確な把握は、災害対応要員の動員、応援要請、救援物資・資機材の調達、災害救助法適用の要否等、あらゆる応急対策の基本となる重要な事項である。

特に、当該被害が自らの対応力のみでは十分な対策を講じることができない災害である場合は、速やかにその規模を把握するための情報を収集するように留意する。

2 情報収集の実施体制

(1) 土木事務所（災害緊急点検の実施主体）

道路施設をはじめ、県における公共土木施設の被害状況の把握と応急対応の実施は、関係機関及び団体の協力・応援を得て、各土木事務所が主体的に実施し、状況を逐次、事業担当課に報告する。

(2) 事業担当課（情報集計）

事業担当課は、調査事項毎に市町村の被害状況等を取りまとめるとともに、掌握した被害状況等について主管部長、土木総括班（または県土マネジメント部企画管理室）及び国（近畿地方整備局）に報告する。

(3) 土木総括班（情報照査）

土木総務班（または県土マネジメント部企画管理室）は、事業担当課からの情報を震災対策本部（または県防災統括室）、県関係課及び必要な関係機関に通知する。

一方、土木総括班（または県土マネジメント部企画管理室）は、震災対策本部（または県防災統括室）からの情報等と照合し、情報相互に不整合がある場合には、事業担当課を通じて確認を行い、情報の訂正、整合を図る。

なお、震災対策本部（または県防災統括室）及び関係各課からの情報で、事業担当課が把握していないものは、速やかにその情報を伝達する。

(4) 災害対策本部事務局（情報統括）

災害対策本部事務局（県防災統括室）は、土木総括班（または県土マネジメント部企

画管理室)及び市町村等関係機関から報告のあった被害状況について事項別に集計し、内閣総理大臣(窓口：消防庁)に報告するとともに、必要がある場合は関係機関に連絡する。

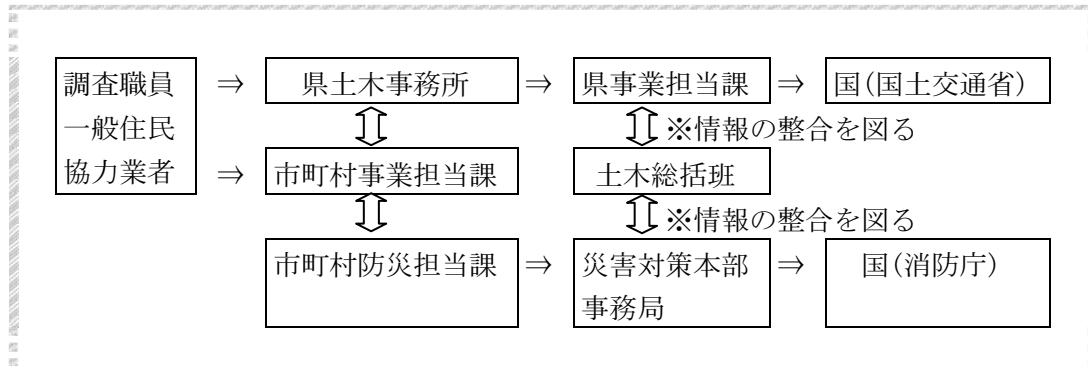


図 情報の流れ

3 関係機関との連携

被害状況等の調査に当たっては、関係機関及び協力団体が相互に連絡を密にし、脱漏、重複のないよう正確を期すること。

(1) 市町村事業担当課との協力

市町村事業担当課は、震災が発生したときは担当する調査事項について、被害状況をとりまとめ、遅滞なく調査事項ごとに管轄の土木事務所(連絡調整班)に報告するとともに、各市町村の防災担当課を通じて、県防災統括室に報告する。

一方、地元市町村には一般住民等からの被災情報が多数寄せられるため、土木事務所(連絡調整班)側からも積極的に情報収集を行う。

(2) 警察署、消防署との情報共有

市町村と同様に、一般住民等からの情報は、警察や消防署にも多数寄せられ、その中には道路等の土木施設の被災に関する情報も多く含まれるので、土木事務所(連絡調整班)は定期的に情報交換を行う。

(3) 近畿地方整備局、NEXCO西日本等との協力

大規模な震災の場合は、近畿地方整備局と連携し、より広域的な情報発信や隣接府県の情報収集を行う。また、高度な技術的支援を必要とする場合は、迅速に整備局の支援活動(リエゾン、TEC-FORCE)を受け、被害の拡大防止や応急復旧を図る。

一方、NEXCO西日本とは「包括的相互協力協定書」第3条に基づく「災害時などにおける相互協力に関する協定書」に基づき、災害時等における相互協力を実行する。

(4) 道路モニターの活用

道路情報モニターは、道路災害が発生しやすい箇所周辺に配置されているため、各路線の道路状況について情報を収集する。

(5) 道路占用者からの情報収集

道路機能の確保には、上下水道、電気、ガス、電話等の道路占用施設の被災状況が大きく影響するため、土木事務所(連絡調整班)は施設管理者と連絡を密にして応急対策の必要性を把握し、安全、円滑な交通路の確保を図る。

4 県管理道路等の情報収集

(1) パトロールによる被害状況調査（災害緊急点検）

土木事務所は、震度4以上の地震が発生した場合には、「震災初動体制マニュアル」に基づき、県管理施設である道路、河川等の被災状況及び土砂災害の発生状況を把握するため、被害調査班が災害緊急点検を実施する。特に道路は、災害時において消火・救急救助活動及び緊急物資輸送等を支える重要な施設であるため、迅速に被災状況を把握し、安全・円滑な交通機能を確保する対策の検討実施が重要である。

各土木事務所は、このような災害緊急点検を迅速・円滑・的確に実施するため、点検の実施体制や調査手順、重点調査箇所等を予め定め、地震が発生した時には、関係機関と協力して被害の状況及びこれに対して執られた措置に関する情報（以下「災害情報」という。）の収集を行う。

なお、大規模な地震が発生した場合においては、早期に被害の概要を把握するため、事業担当課及び主管課は、必要に応じ県災害対策本部に要請して、県消防防災ヘリコプター及び県警察ヘリコプターによる情報収集を実施する。さらに、上記ヘリコプターのみでは対応不可能な場合には、県災害対策本部が自衛隊及び他府県に対し応援を要請する。

(2) 参集途上職員の情報収集

地震が発生した場合において、自宅から担当勤務公署へ参集する県職員は、参集途上において可能な限り県管理施設の状況を把握し、異常があった場合には、参集後に所定の様式で管轄の土木事務所に状況を報告する。

(3) 災害協定に基づく各種団体による被害調査

大規模な地震が発生した場合には、公共土木施設に重大な損傷がある可能性が高く、専門的技術や知識が必要となる調査や、被害が広域に多発し調査員が不足する場合等が想定される。このような場合に施設管理者は、防災協定を締結している関係団体に協力を求めて、被災状況の調査や主要構造物の緊急点検を実施する。

(4) 一般通行者等からの情報整理

日常、道路を利用する人々は、職員や関係機関の人数よりも遙かに多く、これらからもたらされる情報は、不正確であっても災害対応の初期段階において貴重な情報源である。このため日頃より、災害発生時において、これら一般通行者等からの情報を円滑に収集、整理できる体制を整備しておく。

一般通行者等からの情報は、規模や被災程度が不明確である場合が多く、不明確な情報については、災害時緊急点検の途上で確認する必要がある。また、特に山間地域においては目印となる建物等が少ないため、被災位置が特定されず情報が活用されない場合がある。このため、災害時だけでなく平常時においても通行者が現在位置を的確に把握できるように、道路への距離標等の設置を進める。

なお、一般通行者から県事業担当課に寄せられた情報は、直ちに管轄の土木事務所に転送し、情報の集約を図る。

(5) 情報の一元化管理

土木事務所においては、地震発生時には自らの災害緊急点検結果に加えて、管内の市町村や警察、消防署、道路占用者、交通事業者等の関係機関や、一般通行者、沿道住民

等、あらゆる方面からの情報が大量に寄せられることとなるので、連絡調整班はその情報を的確に整理し、道路啓開や応急対策を計画的に実施しなければならない。

このため、一般通行者等からの情報収集体制に加えて、緊急時を想定した情報処理の訓練を実施し、情報を一元管理できる体制を構築する。

5 情報発信

県及び市町村は、地震発生時に県民に対して、適切かつ迅速な被災情報の提供を行い、県民生活の混乱防止を図る。また、関係機関により確認された道路啓開に関する情報や、復旧工事の進捗による交通機能の回復等の情報は、速やかに報道機関を通じて県民へ広報する。

(1) 県民に対する広報の内容

- ① 道路等の土木施設の被害状況
- ② 交通規制の状況
- ③迂回の方法
- ④仮復旧（交通機能復旧）の見込み
- ⑤本復旧の見込み

(2) 広報の手段

- ① 道路情報板、臨時看板等による交通情報の提供、迂回誘導。
- ② 周辺住民へのポスターの掲示、ちらしの配布。
- ③ 市町村内防災放送による地域住民への周知。
- ④ 報道機関への情報提供。
- ⑤ 奈良県ホームページ、県道路規制情報ホームページへの記載。
- ⑥ 県メール配信システムの活用。
- ⑦ 道の駅、サービスエリアでの交通情報の提供。
- ⑧ 国、警察との連携による広域情報発信。

なお、緊急を要するもので特別の必要があるときは、「災害対策基本法に基づく放送要請に関する協定」（昭和54年3月1日締結）に基づき、日本放送協会奈良放送局及び奈良テレビ放送株式会社に放送を依頼する。

また、県民からの多数の問い合わせに対応するため、災害情報センターが開設される場合には、同センターに最新情報を提供する。

第2 道路啓開と応急対策

1 道路啓開

(1) 道路啓開の実施

道路は、地震発生時において消火・救急救助活動及び緊急物資輸送等を支える重要な施設であり、一刻も早い機能回復が求められる。このため土木事務所（災害対策班）は、集められた情報を基に的確に被災状況を判断し、路上の障害物の除去や簡易な応急作業により早期の道路啓開に努め、緊急活動を支援する。また、通行不能箇所については、迂回路を選定し緊急輸送ルートを確保する。

なお、関係機関により確認された道路啓開に関する情報は、速やかに報道機関等を通じて県民へ広報する。

(2) 負傷者の救援

震災により負傷者が発生した場合には、関係機関と連携を図りながら、速やかに救助・救出活動を行う。

(3) 道路占用施設の被災

上下水道、電気、ガス、電話等道路占用施設の被害が発生した場合は、当該施設管理者は、道路管理者に通報する。また、緊急時には当該施設の管理者は、現場付近への立ち入り禁止、避難の誘導、周知等住民の安全確保のための措置をとり、事後速やかに道路管理者に連絡するとともに応急復旧を実施する。

また、道路管理者は、必要に応じて協力、支援等を行う。

(4) 作業計画の立案

土木事務所（災害対策班）は、人命救助活動や孤立集落解消、被災状況、投入可能な資機材等を考慮して、効率的な道路啓開の作業計画を立案する。計画立案においては、警察や消防、市町村、道路占用者等の関係機関と、相互に道路啓開に関する情報を共有化し連携して、可能な限り安全・円滑な交通機能が有機的かつ迅速に確保されるように配慮する。

(5) 指揮系統の明確化

迅速に道路啓開を実施するためには、指揮系統の明確化と作業状況の一元化管理が重要である。このため、土木事務所では連絡調整班が行う情報処理訓練に加えて、啓開作業を指揮する災害対策班においても、支援団体を含めた災害対応の訓練を実施する。

2 災害応急対策

土木事務所は、事業担当課、府内主管課と連携し、集められた災害情報や被災箇所の点検結果等を踏まえ、災害の拡大防止や二次災害の防止、交通路の安全確保のための災害応急対策を実施する。また、それに必要な資機材の確保を図る。

(1) 二次災害の防止

土木事務所は、災害発生後の現地点検査により、道路施設等の被害が拡大すると予想される場合には応急措置を講じるとともに、孤立集落や被災状況等を踏まえて通行車両や通行時間等の制限や通行止め等の措置を行い、道路利用者の安全を確保する。

また、被災箇所に対して、状況に応じた監視員の配置や各種センサーの設置などによる監視体制を確立し、リアルタイムな現場情報を収集する。

(2) 緊急輸送道路の確保

被災地域において、二次災害を最小限に抑え、速やかに復旧活動を行うためには、緊急輸送路の確保が重要である。

このため道路啓開の後、施設の重要性・被災状況等を検討し、予め指定された緊急輸送道路を中心に、迅速かつ的確に応急対策工事を実施し、緊急輸送のための交通路を確保する。

(3) 交通規制と迂回路の設定

土木事務所は、被災箇所において車両の通行止め等の規制を行った場合には、関係機関との連携を図りつつ、可能な限り迂回路を設置し通行者を適切に迂回路へ誘導する。

また、緊急物資や復旧資材等の輸送に必要な場合や、被災箇所の機能復旧に時間を要

する場合については、仮設道路や仮設橋を設置して代替え機能を確保する。

道路の通行規制や迂回路の情報は、速やかに報道機関等を通じて県民へ広報する。

3 支援体制

(1) 災害協定に基づく各種団体への協力要請

大規模災害により道路、橋梁、あるいは他の公共土木施設が被害損傷を受けた場合には、被災状況を調査するとともに、二次災害の防止に配慮しつつ、早急に機能回復のための応急復旧措置を講ずる必要がある。

このため、土木事務所長は、必要に応じ防災協定を締結している各種団体等の協力を得て、資機材及び労力を確保し、重点的に道路啓開を行うとともに、二次災害の防止などの初動応急対策を実施する。

(2) 被災地域への人的応援体制

被災地域の土木事務所においては、安全な交通機能を確保するための応急対策に多大な労力が必要となるため、人的支援が不可欠である。また、市町村の中には土木技術者が限られている自治体も多いため、県からの人的支援が必要である。

このため、通常時より大規模な震災が発生した場合において、比較的被災が少なかつた地域の土木事務所や県庁から、柔軟に技術職員の応援を行う緊急動員体制を構築しておく必要がある。

また、災害の規模によっては、他府県の技術職員や近畿地方整備局の技術支援（リエン、T E C – F O R C E）を要請する。

(3) 災害派遣要請

① 自衛隊の災害派遣

自衛隊の災害派遣の要請は知事が行う。市町村長は、当該市町村の地域に係る震災が発生した場合において、応急措置を実施する必要があると認められるときは、知事に対して部隊等の派遣を要請するよう求める。

② 他府県への応援要請

災害対策基本法第74条の規定に基づき、災害発生箇所が他府県に隣接し、応援を受けて緊急に応援措置を実施することにより、被害を最小限に止めることができると判断されるときや、県内に大規模な災害が発生し、応援をもとめなければ被災者の救助に著しい支障をきたす恐れがあるときには、他府県の知事に対し応援を求める。

③ 紀伊半島知事会議による応援要請

紀伊半島地域において災害が発生した場合で、大災害とまでは至らないが、三重県、和歌山県、奈良県の三県が相互に協力した方が、より迅速・的確に災害応急対策活動が実施できる場合には、奈良県知事は和歌山県知事及び三重県知事に対し協力を要請する。

第3 災害復旧工事の実施

1 被害額の算定

関係機関は公共施設等の被害状況、発生原因等を考慮し復旧事業計画を作成するとともに、国が復旧費用の一部を負担するものについては査定実施が速やかに行えるように

努める。災害事業担当課は、被害を受けた機関の協力を得て、直接的被害額及び復旧事業に要する額等、必要な事項を調査し、国に報告する。被害調査に基づき、当該被害が「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」及び同法に基づく激甚災害又は局地激甚災害の指定基準に該当する場合は、政令指定を得るための適切な措置を講ずる。

2 復旧計画の策定

地震により被災した公共施設の災害復旧は、各施設の復旧実施責任者において、早期復旧を目標に、現地調査、対策工法の検討等を実施し、復旧事業を推進する。

その際には、地震発生後の県民生活の安定、社会経済活動の早期回復を図るとともに、震災前の状態への復元に止まらず、将来の災害を予防するための施設等の復旧を目指すことを基本とする。

3 地元との情報共有

災害復旧計画の策定においては、必要に応じて関係市町村と協議を行い、地元大字や地権者等の意向を踏まえた計画となるように努力する。

特に、仮設工事の借地を含めて、用地の協力が必要となる場合には、円滑な復旧工事の実施に向けて十分な事前説明を行い、合意形成を図る必要がある。

4 予算・人員の確保

県において災害復旧工事を迅速かつ確実に実施するためには、応急対策のための緊急動員体制とは別に、担当組織の強化、部署定数の増強等、組織改編を伴う全庁的な支援体制が必要である。また、財政的にも補正予算の編成や県債の発行などの負担が必要であり、直接の担当部局だけでなく、場合によっては県全体として新規施策の見直しや延期等の検討が必要となる。

5 進捗管理の徹底

大規模災害における復旧工事においては、当初の調査不足による工法変更や、工事が集中することによる現場の錯綜、資機材や労力の不足等の事態が予想される。

このため、工事について進捗管理を徹底するとともに、問題が生じた場合には速やかに関係機関と協議を行い、対処方法を検討する必要がある。また、市町村等の他機関が行う復旧工事も含めた広域的な施工手順の調整を行うとともに、大規模発注による一括施工と分割発注による並行作業とを必要に応じて選択し、資機材や労力を全国的に求めるとともに工期の短縮を図る。

6 復旧状況の情報発信

道路等の公共施設の機能不全は、現在の地域経済に大きな影響を与えるだけでなく、将来に渡って影響が及ぶとの懸念から、長期に渡り経済活動を停滞させる要因となる。

また、遠方の地域においては復旧状況が伝わりにくく、憶測から交流を避ける傾向となる。

このような風評被害を防ぐとともに、地域の活気を助長するために、復旧状況の現状と今後のスケジュールについて、常に最新情報を広域に発信し復旧活動をアピールする。

7 災害復興

県は、大規模な災害の発生により、地域の経済活動に甚大な障害が生じた結果、総合的な地域復興を推進する必要がある時には、被災の状況、地域の特性、被災住民及び公

共施設管理者の意向等を勘案しながら、国等の関係機関と協議を行い、中長期的課題の解決を図る計画的復興のための基本方針を定める。公共施設管理者は地域復興のための社会基盤再建に努力する。

第4 林道

1 応急措置

県及び林道を管理する市町村、森林組合は、災害発生後速やかに林道施設の被害の状況を調査し二次的被害を防止するための対策を講ずる。

2 応急復旧

林道を管理する市町村・森林組合は、住民の生活のため緊急に復旧する必要がある場合は、速やかに応急復旧工事を実施する。

県は林道管理者が速やかに応急復旧工事ができるよう指導協力する。

第5 農道

1 応急措置

市町村及び農道管理者は被害状況の早期把握に努め、被災箇所や危険箇所に対する点検を速やかに行い、被災状況をとりまとめ県に報告するとともに必要に応じ応急措置を行う。

市町村及び農道管理者は、著しい被害を生じる恐れがある場合には速やかに関係機関や住民に連絡するとともに、必要に応じ適切な避難対策、危険箇所への立入制限を実施する。

2 応急復旧

県は、被災した農道のうち応急復旧活動、市民生活に必要となる道路で二次災害の恐れのあるものについて、市町村及び農道管理者が速やかに応急復旧工事を実施できるよう指導協力する。